

# 総務文教委員会記録

令和3年12月8日（水）  
9時58分～16時32分  
全員協議会室

- 【委員】 永見委員長、三浦副委員長  
肥後委員、大谷委員、芦谷委員、佐々木委員、西田委員
- 【委員外】 川上議員、柳楽議員、小川議員、布施議員、牛尾議員
- 【議長団】 笹田議長
- 【総務文教委員会 所管管理職】 砂川副市长  
(総務部) 坂田総務部長、佐々木総務課長、佐々木防災安全課長、山根人事課長、  
湯浅行財政改革推進課長、河内財政課長  
(地域政策部) 邊地域政策部長、大屋政策企画課長、川合定住関係人口推進課長、  
永田まちづくり社会教育課長、濱見人権同和教育啓発センター所長  
(教育委員会) 岡田教育長、河上教育部長、草刈教育総務課長、山口学校教育課長、  
鳥居学力向上推進室長、田中文化スポーツ課長  
(選挙管理委員会) 木原選挙管理委員会事務局長  
(消防本部) 琴野消防長、森下警防課長、赤岸通信指令課長
- 【事務局】 下間書記

## 【議題】

### 1 請願等の意見陳述

- (1) 陳情第2号 職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について
- (2) 陳情第3号 庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について
- (3) 陳情第4号 正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について
- (4) 陳情第5号 指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について
- (5) 陳情第6号 町内会の規定の公開・共有を求める陳情について
- (6) 陳情第7号 裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳情について
- (7) 陳情第8号 指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について
- (8) 陳情第9号 防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について

### 2 陳情審査

- (1) 陳情第1号 小中学校での水泳授業を確保する陳情について 【賛成全員 採択（附帯意見あり）】
- (2) 陳情第2号 職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について 【賛成少数 不採択】
- (3) 陳情第3号 庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について 【賛成少数 不採択】
- (4) 陳情第4号 正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について 【賛成全員 採択】
- (5) 陳情第5号 指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について 【賛成多数 一部採択】
- (6) 陳情第6号 町内会の規定の公開・共有を求める陳情について 【賛成多数 採択（附帯意見あり）】
- (7) 陳情第7号 裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳情について  
【賛成少数 不採択】
- (8) 陳情第8号 指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について 【賛成多数 採択】
- (9) 陳情第9号 防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について 【賛成多数 採択】

- 3 議案第92号 指定管理者の指定について（浜田市東公園運動施設等） 【全会一致 可決】

- 4 議案第93号 指定管理者の指定について (サンマリン浜田) **【全会一致 可決】**
- 5 議案第94号 指定管理者の指定について (浜田市金城資料館) **【全会一致 可決】**
- 6 議案第110号 財産の無償譲渡について (旧都川分団1班ポンプ車庫) **【全会一致 可決】**
- 7 議案第112号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について **【全会一致 可決】**
- 8 議案第113号 第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定について **【全会一致 可決】**
- 9 議案第114号 浜田市定住自立圏形成方針の変更について **【全会一致 可決】**
- 10 同意第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について **【全会一致 同意】**
- 11 執行部からの報告事項
- (1) 令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について **【防災安全課】**
- (2) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う協議書及び協定書の締結について **【行財政改革推進課】**
- (3) 第1期公共施設再配置実施計画 別冊 (令和3年度版) について **【行財政改革推進課】**
- (4) 中期財政計画及び見通し **【財政課】**
- (5) 広島広域都市圏への加入について **【政策企画課】**
- (6) (仮称) はまだITラボの整備について **【定住関係人口推進課】**
- (7) 協働のまちづくり推進計画の策定について **【地域活動支援課】**
- (8) 令和3・4年浜田市成人式の開催について **【まちづくり社会教育課】**
- (9) 教育委員会自己点検・評価報告書について **【教育総務課】**
- (10) HAMADA教育魅力化コンソーシアム事業の取組状況について **【学校教育課】**
- (11) 浜田市浜田城資料館について **【文化スポーツ課】**
- (12) サン・ビレッジ浜田について **【文化スポーツ課】**
- (13) NTT西日本交換機工事に伴い119番通報が一時的につながりにくい状態になることについて **【通信指令課】**
- (14) その他
- 12 所管事務調査について
- (1) まちづくりコーディネーターの活動状況について **【まちづくり社会教育課】**
- (2) まちづくりセンターの新たな取組について **【まちづくり社会教育課】**
- (3) 高大連携推進員とHAMADA教育魅力化コンソーシアム事業との連携について **【学校教育課】**
- (4) 小中学校教員の現状について **【学校教育課】**
- (5) スポーツに関する組織及び補助金について **【文化スポーツ課】**
- (6) まちかど救急ステーションの現状について **【警防課】**
- 13 その他
- 14 今後の取組課題等について (委員間で協議)

## 【議事の経過】

〔 9 時 58 分 開議 〕

永見委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。レジュメに沿って進める。本日の委員会は、議題に関係のある管理職のみの出席としている。なお、マスクを着用のため、声が聞き取りにくいことがあるので、質疑・答弁の際には、委員、執行部ともに、マイクを近づけて簡潔明瞭に発言していただくようご協力をよろしく願います。

それでは、レジュメにそって進める。

## 1. 請願等の意見陳述

永見委員長

9件の陳情が付託されているが、そのうち8件について意見陳述の希望があったので実施する。まず、陳情者から1件ずつ趣旨や意見等を述べていただき、委員から質疑があれば行う。陳情者からは質疑はできないこととしている。また、意見陳述の時間は1件につき3分以内なので時間厳守で願います。副委員長が、2分30秒にベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを再度鳴らすので、終了してもらいたい。意見陳述の内容は、当該陳情にかかる内容とし、当然のことながら個人情報に関することや誹謗中傷の発言は控えるようお願いする。なお、委員長の指示に従わない場合は、意見陳述を中止することをご承知おき願う。この意見陳述を全て終了した後、引き続き陳情審査、陳情の採決を行うのでよろしく願います。

## (1) 陳情第2号 職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について

永見委員長

陳述者（森谷氏）

意見陳述をお願いする。

再発防止のためにそのような事実があったかどうかを確認し、事実の有無だけでも公表することを検討してほしいという陳情である。飲酒運転のようなものが隠されていた。飲酒同乗の件だが、M課長をきちんと処罰してくれということではない。実名を公表してくれということでもない。浜田市の公表規定は、公表の目的を言っている。再発防止だと書いてある。公表されていれば、この前の消防の飲酒運転もなかったかもしれない。5か月の停職だった。

今まで課長の実名を出してYouTubeで発信している。しかしM課長から名誉棄損で訴えられてはいないしクレームの電話・メールも来ていない。退職以後、本人の姿を浜田で見た人はほとんどいない。たまに帰っているとは聞いている。住民票も浜田市にはない。いくらなんでも不自然ではないか。定年の数年前に退職願を12月17日に出して、12月31日付で退職している。年末なので実質10日後の突然の退職である。警察に開示請求したところ、該当する飲酒運転は12月に4件、12月11日未明の案件だけが送迎中となっていた。新町のセブンイレブン前のラーメン屋にも警察は事情聴取に行っている。店主はM課長とA氏が来たが、1回A氏の家に行ったので自分に被害はなかったと言っていた。飲酒運転したA氏は、自分の30万円の罰金を払い、M課長の罰金も立て替えて払った

そうである。警察につかまったのは清水町あたりのA氏の家から殿町のM課長の家へ送る途中に、栄町のローソンの駐車場でつかまった。課長の奥さんからも名誉棄損で訴えられてはいないし文句も言われていない。未確認情報だと、当時議会開催中だった。総務部長と副市長が、正副議長にこの事実と、それを表に出さないということを、委員会開始前に伝えに来たそうである。私はM課長が好きである。その課長が最後にみそをつけてしまった。もし事実なら、久保田市長が知らないでできることではないと思う。議会ができることがある。四つあると考えた。

本人に連絡を取って確認すること。奥さんに確認すること。ラーメン店主に確認すること。運転していたと言われる人、私は連絡先を知っている、その人に確認すること。この陳情では、飲酒同乗の事実の有無の確認をするため、議会としてできることはした上で執行部に働きかけてほしいと思う。執行部頼りで、執行部があったともなかったとも言えないというのではなく、議会でもできることがあると思う。これは犯人探しというよりも、問題は市長に対して、市長の犯罪につながると思う。隠ぺいの。これは陳情の内容ではない。

永見委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

( 「なし」という声あり )

## (2) 陳情第3号 庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について

永見委員長

陳述者(森谷氏)

意見陳述をお願いします。

庁舎内での撮影についてだが、まずルールが9月にできた、参考にした市は小山市というが禁止にしてない。参考にしたのに反対の規定がつけられるのは理解しにくい不自然なことである。参考都市のように職員の権限で判断するとか、現実的な規定への変更を検討してほしいと言っている。庁舎の範囲も不明確。駐車場は含むらしいが、いまだ確定回答はない。例えばヨシタケコーヒー撮影、裁判所建設撮影、表敬訪問、婚姻届けというものは、既に稟議を上げて決裁を受けて、数日かかるが、認められているようである。

違反の例としては、市長の初登庁を市民が撮影した点、ドライブレコーダーで駐車場に車が入ってきた、これも違反である。こいのぼりを市民が撮影した、桜を庁舎側から撮影した。回覧のお知らせ、張り紙、これを覚えたり書いたりできないから写真で撮った、これも違反。新しいものについては、数日かけて稟議を上げて決裁するということで現実的ではない。

浜田は12の市を参考にした。起案書によると、改正の目的は改正すること。日本語として成り立っていない。口頭では録音・録画を切り貼りされて意図と違う事実が捏造されることを防ぐためだと聞いている。もっとひどい殺人、強姦、窃盗、これもしてはいけないと決めなくてはならないのではないかと。違法な行為は刑法の範囲で、警察の範囲であり浜田市の条例で規制するものではない。できるはずもない。江津市、益田市、浜田の合庁、あらかじめ言ってもらえれば、その場で許可すると。廊下のポスターについては即答で許可が下りた。県庁では職員の方から、必

要だと思えば普通にICレコーダーで録音してくれる。カード会社、中電、NTTなど大手は、品質向上のために積極的に録音している。個人の対応力がない、頼みの綱を何かに求める、規定にすぎると、こういう悪循環があるのではないかと思う。

この下をみてほしいのだが、小山市が参考にしたもの、全部で15のうち規定がないものが6、規定があるものが9、規定がないものは運用で許可である。規定があるものは規定で許可しているものはもちろん許可である。規定がないものについては運用で許可、つまり15のうち全て運用も入れれば許可なのである。浜田市だけがこういう規定である。変更を検討してほしい。

永見委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

( 「なし」という声あり )

### (3) 陳情第4号 正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について

永見委員長

陳述者(森谷氏)

意見陳述をお願いします。

まずこの通報者は私である。この件についてはかなりしている。投票ができない。選挙管理委員会事務局長に「お前は投票できない」と言われた。何とかしてくれと電話がかかってきた。それがこの案件である。船の中では私が把握したところでは、船が3艘で、15人くらいが投票できていないのではということだった。それから新聞に載っていた一人、T氏。T氏が親しい議員の名前を自分で書いて投票したと聞いている。

このことは、以前から問題になっていた。これが明るみに出たから少し直るとは思うが、依然問題になっている介護老人保健施設、自分で字をかけなかったりした人、そこも投票箱を持っていったりして事務長などが名前を書く。情報によるとあるところでは、全部同じ字で事務長が書いて投票するというようなことも聞いている。その辺のことがきちんとできるように働きかけてほしい。新しいシステムなり、新しくできるように検討してほしい。それが今回の陳情である。よろしくをお願いします。

永見委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

( 「なし」という声あり )

### (4) 陳情第5号 指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について

永見委員長

陳述者(森谷氏)

意見陳述をお願いします。

やらなければいけないことがいっぱいありすぎるのだが、まず審査員が専門性のない充て職で決まっている。充て職ならまだしも税理士については税理士会に諮らずに10年以上もずっと同じ人が決まっている。大問題である。税理士会代表といっても代表にした覚えはない。私は税理士だが一度も聞いたことがない。

課長の話では「問題がないから継続して税理士にお願いしている」と。こういう基準でよいのか。

浜田市の施設はいろいろある。これらに対して、銀行マン、税理士、社労士では専門性がない。それなのに審査員として居座っている。うち

の会社は、過去20年にわたり30回以上申請しているが、三隅の小さい住宅が採用されただけである。今回のサン・ビレッジについて言えば、前回73点を取った会社のノウハウを取り入れ、さらに上回る提案をしても、ほとんどの人が40点台の採点をしていた。国の審査員や他の審査員に見てもらっても、あり得ないと言われた。ライバルがいる場合はまだしも、申請がうちの会社1社だけの場合には、必ず60点以下である。ライバルがいればそれを超えることがある。

このことについて不服申し立ての制度もない。ほかの市では裁判によって行政処分ということで、不服申し立てや異議申し立てというルートがあるが、浜田市ではまだそこはない。私が10月前にもずっと言っているのだが、わからない、わからないと、全然答えがない。何を検討しているのか、いつ結論が出るのか。早く結論を出してほしい。裁判でも確定しているのに、この裁判のことを信じないかのような発言をされている。

ここの指定管理制度の見直しをぜひしてもらいたい。

永見委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

( 「なし」という声あり )

#### (5) 陳情第6号 町内会の規定の公開・共有を求める陳情について

永見委員長

陳述者(森谷氏)

意見陳述をお願いします。

まちづくりの条例からして市民参加としながら、町内会の規定が秘密になっている。参考にしたいのになぜ町内会の規定を隠すのか、このような意見が多く寄せられている。個人的には町内会の規定などは浜田市のホームページにアップして、どの町内の方でも見ることができ、改善や策定の参考にして、それを見てそこに住もうとする人が出てきてもよいのでは。浜田市協働のまちづくり推進条例第2条では、対象は浜田市に住んでいる者だけでなくいろいろ決めている。第3条では一人ひとりが主役として積極的に取り組むと。お互いにまちづくりの情報を共有せよと書いてある。第4条では知る権利を持っていると規定している。浜田市の中に各自治会、600くらいあるそうだが、町内会が100%独立したものと考えるのは、体の細胞が自分のものではないと言っているのと同じようなもので、当然、町内会とはまちづくりの基本をなすものである。行政という大きなくくりの中で、町内会の独自性を否定するものではないが、条例にあるように情報は共有することがまちづくりに貢献することではないか。できたばかりなので運用についていろいろ慣れてない面があるかもしれないが、私が聞いたところ、町内会長、自治会長、当然町内の規定は見せるものだとなっています。今回は見せないということで部長がもってきた。コピーした。それは町内会長が、森谷が来れば見せてやる、しかし浜田市がコピーしたものは見せてもらっては困るという、わけのわからないルールになっている。部長がそこで、見せてもらうときに、まちづくりでは情報を提供することになっているから、誰にも見せないでコピーしてくれという約束は守るわけにはいかない、条例違反であるということと言わなければいけないのに、向こうの約束を生かし

て、秘密の約束をしたから公開条例でも、開示請求をしても見せてもらえないが続いている。

条例の読み方をきちんと整理した上で、公開ということをもう少しきっちり考えて対応してほしい。浜田市協働のまちづくり推進条例は各課横断の規定のはずなのだが、皆が勉強していないのか、ほとんど知らない。市などとは何かを答えた人もいないし、市と市民が対等の関係かと聞いても答えられない。それでは話にならないので勉強して対応していただきたい。

永見委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

( 「なし」という声あり )

### (6) 陳情第7号 裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳情について

永見委員長

陳述者 (森谷氏)

意見陳述をお願いします。

執行部がよく、裁判中だから回答は控えると言っている。しかし、裁判の中で既にそこまでに準備書面などを出す。出してしまった以上は、裁判長はそれを見て考える。それがここで発表されようがコピーして配られるわけではない。大体このようになっていると発表されようがされまいが、裁判長の判決に影響があるはずがない。裁判長はそういう役目ではないから。人の意見に右往左往されるのではなく、何があっても自分と裁判員の中で考えて結論出すのである。その裁判の制度を信用しないかのように、否定するかのような、裁判中だからお答えするわけにはいかないと、これを自分の有利なツールとして使っている感も否めないのだが、影響があるはずがない。既に出した準備書面についての回答くらいは答えるようにすべきだと思う。三権分立の司法に対して、浜田市議会、浜田市役所が誹謗中傷するようなことをしてもよいのか。信用しないようなことをしてもよいのかと思う。ぜひ裁判中の案件でも既に出した準備書面の範囲内では、趣旨くらいは回答するようにお願いしたい。

永見委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

佐々木委員

これは裁判中のこと、一般に対するものか、それとも何かしらの裁判を見据えた回答を求めるものか。

陳述者 (森谷氏)

相手が市であり、裁判の案件に対して市議会議員が執行部に質問する場合も、裁判中だから回答を差し控えるということがある。裁判については、裁判所に行けば裁判で提出された資料は誰でも見ることができる。つまり公になっている。それにもかかわらず、裁判中だからと言われる。

僕は、準備書面の範囲内では言ってもよいのではないかと考えている。大筋、あらすじみたいなものは。なぜならばそこに行けば見せてもらえるからである。それをことさら、回答できないと答えることになっているのは、何か、しゃべらなくてもよいように、裁判を理由にしようとか、人事案件ということをも理由にしようとか。裁判でも人事案件でも、本当に答えてはいけない理由はないはずである。私は人事案件を傍聴していたこともある。そういうことなので、公になるべきものなのである。公にしようと思えば公にすることができるものを、回答拒否する材料に使

永見委員長

っている気がする。その辺が問題ではないかと思う。  
ほかに。  
( 「なし」という声あり )

**(7) 陳情第8号 指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について**

永見委員長  
陳述者 (森谷氏)

意見陳述をお願いします。  
指定管理について、要綱に従うと赤字になるため私も申請しなかったところがある。しかし同じ申請をしなかった指定管理者に指名でやらせる予定だと。これは美又の国民保養センターである。理解に苦しむような動きをしている。同様に、要綱に従うと赤字になるという検討のため、申請して選定されて、旭町、選定されたにもかかわらず、途中で辞退するというのもやっている。辞退した申請者は従業員のときに、レジオネラ菌を3回出したにもかかわらず、指定管理として採用された。そのときの理由は、3回レジオネラ菌を出したのだから、レジオネラ菌の対応にはなれているだろうという理屈だった。普通なら3回悪いことをやったのなら選ばないのが当たり前である。例えて言えば犯罪者みたいなものである。とにかく自分が採用したいものを、屁理屈をつけて採用する傾向にある。このI氏は、最初は温泉組合の従業員だった。それが直営になったら市役所の臨時になった。それが今度は指定管理に出たら臨時を辞めて会社をつくって採用された。採用されたのに今度は放り投げるといういたらくである。市の採用基準は何なのだろうと思う。そういう指定管理を選んだ理由、責任をどのように取るのか。反省してほしい。

西日本トータルサービスでも、結局は私も指定管理だったが私も負けた。しかしやってくれて、次はやるかと思ったらやらない。やらないのに浜田市はそこを指名で選定しようとしている。この辺は理解に苦しむ。もう少し整合性のある指定管理制度にしてほしい。問題大ありだと思う。皆も検討してほしい。

永見委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。  
( 「なし」という声あり )

**(8) 陳情第9号 防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について**

永見委員長  
陳述者 (森谷氏)

意見陳述をお願いします。  
風水害応急対応計画というのがある。これは前編と後編があり、後編の最初のほうに災害体制の基準というのがある。記録については市長公室がやることになっている。しかし災害対策本部ができたときの会議の記録は全くない。警戒本部、どちらにしても、レベル3、レベル4のときのどちらの会議も記録がない。防災安全課か市長公室かという流れになっている。防災安全課のほうは記録していない。マニュアルを見ると市長公室がやることになっている。市長公室に聞くと、マニュアルはそうかもしれないが変える予定なのだ、この前話し合いで防災安全課にやったはずなのだとされた。しかしマニュアルが変わるまでは中の話ではなく、マニュアルどおり、法律でもそうだろう、改正する場合、変更されるまでは前のルールでやるではないか。前のルールということは、市

長公室が防災会議の記録を持っていなければいけない、つくっていなければいけないことになる。警察が川で死体を棒でつつくように、お前がやれお前がやれという形ではいけないと思う。結局は大切な記録が、記録されていない。記録すべき大切なものが記録されていない。これは重要な問題だと思う。

何しろあそこは市長が同窓会も公務、防災も公務、どちらの公務を優先するかで同窓会を優先していた。また、会議の後は全部家に帰っていた。こういう話がある。では防災のトップは、記録はどうなっているのかということである。記録をつくるのはトップの責任である。ある意味最終責任はトップである。市長公室が書くようにマニュアルにはなっているのだから、市長公室の責任である。トップが家にいて防災対策だとやっている状態だからこのようになるのでは。トップの資質からして疑問視するのだが。

とにかく、あちらがやるのだという議論はやめにして、どちらかはっきり決めた上でマニュアルを変えるなら変えてほしい。今の段階でどちらがやるのかをはっきりしてほしい。ないのが事実だからはっきりするように執行部に求めてほしい。

永見委員長

この件について、委員から陳述者へ確認しておきたいことなどがあるか。

( 「なし」という声あり )

## 2 陳情審査

永見委員長

陳情9件の審査に入る。審査が終了したら、そのまま執行部がおられるところで採決を行うのでよろしく願います。

### (1) 陳情第1号 小中学校での水泳授業を確保する陳情について

永見委員長

委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

佐々木委員

小中学生の水泳授業を確保してほしいという陳情だが、現在、プールの整備状況。温水プールで授業しているところも結構あると思うが、その辺の状況はどうなっているのか。

教育総務課長

現在自校にあるプールで授業をやっている学校について、小学校では5校ある。周布小学校、長浜小学校、雲城小学校、今福小学校、弥栄小学校となる。中学校で自校のプールを使って授業をやっているところはない。その他のところについては先ほどあったように、室内温水プールを使用したり、近くの学校を使用したり、近隣施設を利用したりということが、小学校で11校あることになる。中学で授業をやっているのは旭中学校が旭運動公園のプールを利用しているということが、現状としてある。

佐々木委員

自校が結構少ないということだと思うが、こういう流れで水泳授業が減っているというご心配の陳情ではないかと思うが、水泳そのものの授業が以前よりかなり減っているのか。

学校教育課長

小学校については学習指導要領に明確に保健体育の時間で水泳指導の時間は明記されていない。ただ浜田市については小学校で8時間から10時

間程度をプールの指導時間に当ててもらって水泳指導計画をつくって運営されている。中学校については今、プール授業は実質行っていない。学習指導要領も、学校の設置基準のほうにプールの設置義務まで書いてないもので、プール環境がない学校においてはプールの技能の部分はなくともよいように規定されている。ただし、必ずやらないといけない部分があり、水泳に伴う事故防止に関する心得については保健体育の授業の中でやるよう求めているので、その部分は中学校においてもきちんと指導されている状況である。

佐々木委員

今説明されたのは、学習指導要領や浜田市独自の状況だと思うが、聞いたのは以前より減っているのかどうかを知りたかった。

学校教育課長

状況としては以前と変わらない環境をつくって、小学校についてはプール指導を行っている。中学校については以前は第二中学校、金城中学校が自校プールを持っていたが、その部分は実施がなくなったため、中学校については減少している状況である。

佐々木委員

小学校は減ってない、中学校は減っているということなのだが、温水プールに移動する時間などを差し引くと当然それが授業から減るようなことになるので、小学校も多少は減っているようなイメージがあるのかが違うか。

学校教育課長

できるだけ水泳授業ができる環境と回答したが、委員おっしゃるとおりやはり、例えば美川小学校は弥栄小学校のプールを使って授業をしているが、やはり移動時間20分、行って帰るときに着替えなど、そういった部分を引くとやはり減っていると思っている。自校プール以外の小学校については2コマ時間を有効に使う形にしており、できる限り時間の確保に努めている。

大谷委員

自校プールが5校ということだったが、長浜小学校は港湾道路及び貯木場ができるときの代替措置として設置されている。ほかの学校の場合、どのような理由で設置されているか伺う。

教育総務課長

設置の経緯までは承知していないが、水泳授業で使う目的のために設置されたものではなかろうかと推察する。

大谷委員

先ほど申したように長浜小学校の場合は小学校の前に砂浜があって、その砂浜が港湾道路と貯木場になるということで、その代替として設置されたというのは今申したとおりである。つまり市の予算ではない中で使われた。ほかの学校においては、旭町の場合は旧旭町だったのだろうと推測するが、独自に水泳授業のために浜田市が設置した経緯のものがあるかということ。

教育総務課長

基本的に浜田市の市営プールということであれば、浜田市が予算を組んで設置したもの。合併前のところは旧町村ということもあろうかと思うが、それが基本線だと考えている。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## (2) 陳情第2号 職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について

永見委員長

委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

( 「なし」 という声あり )

**(3) 陳情第3号 庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について**

- 永見委員長 委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
- 西田委員 庁舎内での撮影・録音が禁止されたというのは、いつどのような経緯で禁止になったのか。
- 行財政改革推進課長 この規則改正は令和3年9月1日施行としている。施行した内容だが、浜田市庁舎管理規則を改正した趣旨として、公務の円滑な執行に努めるためとしている。内容については今あった、禁止事項としては、行為の禁止ということで改訂したものがほとんどだが、内容については職員に対して面会を強要し、または乱暴な言動をすることといったものについて、これに、長時間拘束し、または執務に支障を与えるような行為をすることといったことも加えている。また、みだりに庁舎に立ち入り、または正当な理由なく庁舎に長時間留まるということ、それから執務時間を超えて庁舎に立ち入るようなことも併せて改正している。
- 西田委員 また、動物を庁舎に持ち込むこと、行為として、これも禁止行為としているが、この動物については盲導犬や聴導犬、ケージに入れて適切に管理しているものは除くということも規定している。
- 西田委員 線引きの辺が。庁舎内での撮影・録音、全てとなると、庁舎内となると定義が広がったりして、ありとあらゆるところに制限がかかるということになりかねないと思うが、どこでどう線引きしたらよいか。
- 行財政改革推進課長 庁舎管理規則において庁舎の範囲ということになるかと思うが、市の事務又は事業に供する建物及びその付帯設備、並びにこれらの敷地のうち、市長の管理に属するものとして定義している。庁舎については公用又は公共用に寄与し、又は供することを決定した財産である行政財産のうち市が直接使用する財産、公用財産に該当するものとしている。よって具体的に申すと、浜田市の場合では庁舎の建物としては本庁舎・東分庁舎・東第2分庁舎・西分庁舎・北分庁舎・各支所・消防庁舎が該当する。しかし庁舎に入っているまちづくりセンターの部分は、公の施設に該当するのでこの部分は除くこととしている。
- 西田委員 庁舎の建物の中だけなのか、それとも駐車場など建物の外も全て庁舎敷地内に入るのだが、その辺はどうか。
- 行財政改革推進課長 先ほどの定義のところでも申したが、これらの敷地としているので駐車場も該当となる。
- 永見委員長 ほかに。

( 「なし」 という声あり )

**(4) 陳情第4号 正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について**

- 永見委員長 委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。
- 三浦副委員長 先般の選挙のときに新聞報道でもあったようなことが事実としてあったというのはご承知のとおりかと思うが、それに関して選管として認識はどのようなものをお持ちだったか。

選挙管理委員会  
事務局長

このたび不正行為があったということは非常に遺憾に思うところだが今後については適正な選挙の執行ができるよう、再度、今回の船舶内の不在者投票についてはまだマニュアルがなかったのだが、それを今回つくり、改めて不在者投票ができる意義ややり方について説明させていただきたいと考えている。

三浦副委員長

今マニュアルをつくられたとのことだったが、選挙のルール自体は市がつくるものではないように思うが、それに準じたマニュアルを各市の選挙管理委員会などがつくるものなのか。

選挙管理委員会  
事務局長

船舶内についてはまだつくっていないが、来年行われる予定の参議院選挙に向けてつくる予定としている。ただ、現在高齢者施設や病院などの施設については投票マニュアル、手引きというものがあるので、それは国県がつくっているものを市に準用したのをつくっているが、そういったものを準用したのをつくっていききたいと考えている。

三浦副委員長

確認だが、船舶における投票行為の注意事項などのマニュアルは、国県が既につくっていて、それに準じて浜田市がもう一度つくり直すということか。つくり直す理由は高齢者施設においても、さらに市のマニュアルをつくり直しているということだったが、国県がつくっているものと市があらためてつくり直す、その必要性とはどこにあるのか。国のマニュアルがあるならそれを適用して、該当施設及び関係団体にはそれに準じてきちんと投票行為を行ってくれという呼びかけでよいように思うのだがいかがか。

選挙管理委員会  
事務局長

現在使っているものについては期日などを追加したものを高齢者等の施設には送っている状況なので、内容としてはうちで加えたものではない。

三浦副委員長

恐らくそれはマニュアルを作成されるということではなく、国や県がつくっているマニュアルに準じて、この期日の、この該当する選挙においてこういう注意事項を守ってくれということをお知らせされている文書をおつくりになられているのだと思う。なのでそれはマニュアルではないように思う。マニュアルは国がつくっているもの、要は選挙制度をつくっている国のマニュアルに準じて市も行うのだから、そのマニュアルを市が改めてつくる必要はないと思うし、むしろ国のマニュアルを何かしら変えて市がつくり直すというのは、余計に混乱を招く気がするのだが。船舶のことにしてもマニュアルをつくる必要性は、私はないように思うが。既存のものを改めて注意喚起するのが選挙管理委員会としての役割のような気がするのだが、違うのか。

選挙管理委員会  
事務局長

思っているが、先ほども言ったが、不在者投票に関してだが、中身については変えてない。期日等の追記をしたものをお配りしているのが現状である。船舶内についてはそういった大きな手引きがないので、高齢者施設や病院等の不在者手引きを準用したものをお配りして、注意喚起していききたいと考えている。

佐々木委員

今回船舶、それから介護施設でも常態化といった指摘が出されているが、そもそも厳格に本人確認など、やろうと思えば、恐らく業者の方に今はある程度委ねながら投票行為を行っておられると思うが、これを厳格にするととなると恐らく公平な人員をまた投入しなければならないとか、

<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>いろいろな経費の増大が懸念されると思う。その辺の仕組み、それからより厳格にしようとするれば経費の増など、状況がどうなのか教えてほしい。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>今後について何か特別なことをするのではなく、今あるものをわかりやすく丁寧に説明していきたいと考えている。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>今あるものを誰にどのように丁寧に説明するのか。何が違ってくるのかをお願いする。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>説明していきたいと思っているのは投票管理者を担っていただく施設の方などに制度について必要に応じて説明していきたいと考えている。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>だからつまり、業者、会社に投票行為の管理をお願いしていたところを、より厳密にやってもらうようなことを今後働きかけていくということか。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>厳密というか適正に執行していただけるように確認すべきところがあればしていくことを考えている。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>よくわからない回答になってきた。ここの陳情書に出ている、今日の陳述者に対して連絡、電話があったと。期日前投票しているからもう投票できないというようなことが本当にあったのかどうか。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>事件に関して、新聞等の情報によると略式起訴がされた。略式命令を受け取って14日以内に申し立てすることができることされており、それがなければ刑罰等が確定すると伺っているの、現在は司法当局による捜査中であるということで、その事件に関する発言については差し控えさせていただけたら。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>少し前だが、期日前投票をやってないのにやったことになっているという例があったと聞いていた。問題は、境港ではこういったことがないという新聞記事がある。境港と浜田の違い。もしその辺がわかれば説明をお願いする。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>今回事務局としても他市の状況等を確認させていただいたが、浜田の特殊性というか、船舶内における不在者投票の実績というのが、浜田はあるが他市ではほとんどない状況だったので、そのあたりも機会があれば説明していきたいと思っている。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>ほかの市との差はよくわからないが、浜田にこういったトラブルがあるということは、そもそも選挙管理そのもの自体に何らかの弱さがあるのかと感じるのだが、その点はどうか。</p>
<p>選挙管理委員会 事務局長 佐々木委員</p>	<p>弱さというか、他市では船舶内の不在者投票ではなく通常の期日前投票をしておられるのが現状のようなので、浜田としては船舶内の不在者投票という制度について必要な方もいらっしゃるとは思っているの、そのあたりも説明していきたいと思っている。</p>
<p>永見委員長</p>	<p>ほかに。</p>

( 「なし」という声あり )

**(5) 陳情第5号 指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について**

<p>永見委員長</p>	<p>委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>陳情書、また先ほどの陳述にも出ていたのだが、現在の審査員の専門</p>

行財政改革推進課長	<p>性について疑義が唱えられている。専門ではない施設を審査するわけなので、そういう疑義があっても当然かと思うが、そういった疑義に対してどのような思いをお持ちなのかお尋ねする。</p>
佐々木委員	<p>各委員への専門性の疑義ということだと思う。現在の選定委員に関しては識見者の方に基本的には就任していただいている。それぞれの専門性だが、労務管理、会計関係といったところ、または大学教授、金融界からも出ていただいている。また受益者の立場として利用者のご意見をいただくというところでのご意見もいただいている。それぞれのご意見、施設利用の観点、または仕様の観点というところからも事前に資料等も配付させていただき、事前に確認していただいている。したがって選定委員会の場で採点していただき、市に対して諮問していただく状況である。</p>
行財政改革推進課長	<p>審査の当日、その場で申請者のいろいろ、書類をその場で見るとのことだったが、短時間で内容を把握されて適当かどうか算段される、そういった能力もお持ちだと思うが、前もって事前に調査時間が取れるようにしたほうが、普通に考えてよいと思うが、今の審査時間で十分だとお考えか。</p>
肥後委員	<p>事前に資料は1週間前等に審査員に送らせていただき、その説明をしている。審査委員会開催当日までにその資料等については読み込んでいただいたり、疑問点については審査委員会のときに質疑応答時間があるので、その場で問い合わせしていただくこともある。審査委員会については1者あたり最初の15分でプレゼンテーションしていただき、その後15分で質疑応答となっている。プレゼンテーションでは各申請者からそれぞれどういったところについて特に説明したいとか、申請仕様書の内容について説明いただいている。そういったプレゼンを受けて質疑応答のところそれぞれ委員からご質問いただいている。</p>
行財政改革推進課長	<p>県内他市でもこの指定管理者制度というのは、この程度で認定されるのか。</p> <p>県内他市で、一審査会に当たってどのくらいの時間をかけておられるかは把握していない。しかしそれぞれの自治体の考えに基づいて審査会を開催するし、また選定するに当たってもそれぞれの市の考えで行っているものと思っている。</p>
永見委員長	<p>ほかに。 ( 「なし」という声あり )</p>

**(6) 陳情第6号 町内会の規定の公開・共有を求める陳情について**

永見委員長	<p>委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。 ( 「なし」という声あり )</p>
-------	--

**(7) 陳情第7号 裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳情について**

永見委員長	<p>委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。 ( 「なし」という声あり )</p>
-------	--

**(8) 陳情第8号 指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について**

永見委員長

委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

( 「なし」という声あり )

**(9) 陳情第9号 防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について**

永見委員長

委員から審査の参考とするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

佐々木委員

会議録は今のマニュアルでは市長公室がつくることになっているが、つくっていなかった。今後は防災安全課がつくるようなことが書いてあるが、市長公室がつくることになっていたがつくらなかったということか。

防災安全課長

会議録の作成についてだが、このマニュアル上、市長公室が作成ということにはなっているが、実質の災害対応については以前から防災の担当課が実質運営等を行っていた。したがって、このマニュアルではそうなっているが、実際の本部会議の運営や記録についての実質の所管は、以前から防災安全課が行っていたという状況にあったと認識している。したがって今回についてこういったことにはなっているが、実質は防災安全課、実質防災安全課の職員がその場で遡行してやるのは難しい状況ではあるが、全体の中でつくるものというものをしっかり指示して行うべきであったということを考えており、今後はそういった実質に合うように体制を見直して、議事録がしっかりつくれるように改めていきたいと考えている。

佐々木委員

これはこの前の8月に限らず、今までずっとそういうことだったのか。

防災安全課長

今まで8月にかかわらず、以前の対応としても防災安全課が実質会議を行っており、記録に関しては防災安全課がつくったり、実質、市長公室、依然に総合調整室だったが、そこがつくったこともあったようである。ただそれは、その場に依じてつくったということであり、このマニュアルに則してなかった部分は大変反省しているので、しっかり見直ししていきたい。

大谷委員

災害時の記録は今どういう手順でどこがするかは説明されたが、災害時の発生という認定をして書くのか。それとも日々、日報として記録しているのか。

防災安全課長

本部会議の内容について、その都度つくるべきであると考えている。今回も、要約については作成していたが、しっかり議事録という形では作成してなかった。

大谷委員

その判断をするのは誰か。つくりなさいと指示してつくるのか。

防災安全課長

会議が行われたことになるので、会議を運営するものがつくるのが当然だと意識している。

大谷委員

会議に向けてではなく、災害が発生したことを誰が認定して、記録を取っておくと指示するのか、それとも常にその意識で日々記録は取っているのか。

防災安全課長

災害が発生したというところについては一定の基準があり、警報があ

れば我々がまず参集し、それからマニュアルのほうで、警戒本部会議、対策本部会議を行う状況というところも記載されている。そういったことが発生した際には、都度議事録をつくるというところについては担当している防災安全課で作成するという認識でいる。災害が発生するに伴って本部会議が開催されたら、その都度防災安全課で議事録をつくるべきだと認識している。

大谷委員

議事録ではなく、日々の現場での記録のようなものがあって、その上でそれをもとに議事録を作成するのだと思う。現場での記録はどのようになっているか。

防災安全課長

現場での記録については、防災安全課において情報収集し、収集した情報に基づいて本部会議を開催する。本部会議で議論した内容について、その内容を議事録に残すという流れだと認識している。

大谷委員

ということは、議事録として正式な書類をつくる必要が生じたときに、現場に問い合わせて、どうだったかと聞いて上がってくるということか。現場では書いたものは特段残してないということによいのか。

副市長

基本的には災害、道路土砂崩れがあったとかいうときは、都市建設部の維持管理課がその状況を書いて記録を取る。少し大きな災害になると防災安全課に報告をする。エクセルに、こういうところでこういう災害があってこういう対応をしたというのが管理できるようになっている。したがって、まずはそれぞれの所管、農道なら農林課、市道なら都市建設部の維持管理課が記録を取って、それに基づいて報告様式である防災安全課のエクセルに入れる。それを防災安全課がとりまとめ、さらに防災安全課が得ている情報を入れて、本部会議を開かなければいけないレベルになったら、それをもって情報提供する流れなので、それぞれの基礎的な状況は、それぞれが記録用紙を取って、それを一元管理するという流れになっている。

肥後委員

今話を聞いていると防災マニュアルがあるとのことだが、民間のISO取得企業等でいえば重要な指摘事項として、こっぴどく怒られてマニュアルの改善をすぐ求められることと思うが、8月に台風と大雨2回続けて起こったが、もう4か月たっているが、防災マニュアルに沿った対応を求める陳情が出るということは、まだ改善されていないのか。

防災安全課長

マニュアルの改善については、まだ行われていない状況である。ただ関係機関と協議は進めているところなので、すみやかに改善できるようにこれからしっかり取り組んでいきたい。

肥後委員  
総務部長

誰がマニュアルの改善指示を出す決定権をお持ちなのか。

指示というか、私どもの仕事というのはそれぞれ担当があり、いろいろな話が出る。あるいは市民からの要望がある。そういったものを踏まえて各担当課が起案という形で上げる。最終的に、それを決裁を取る形で、責任があるものが判を押して、初めてということになるのだが、それをもって指示というか、求められているものができ上がった形になるので、そういった大きいマニュアルであれば市長決裁を取ることで市長が指示をし、紙上で確認する形になる。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

それでは、これから陳情9件の採決を行う。採決前に自由討議を行うべき案件があるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので採決に入るが、継続審査または反対の方がおられれば、先にそのご意見と理由を伺いたいでよろしく願います。

### ○陳情第1号 小中学校での水泳授業を確保する陳情について

永見委員長  
三浦副委員長

継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手をお願いします。

反対ではないが、この陳情書の中にプールの設置を希望するところがあり、これについては各校にプールがあることは大変望ましいことかもしれないが、全体の中で利活用できるものは共有するという考えで運用していくべきだと私は考える。

永見委員長

生徒児童が、公平に水泳授業が受けられるように取り組んでほしいという趣旨は私も同じ思いだが、そうしたところで意見を付しておきたい。意見を付すことについて皆にお諮りする。いかがでしょうか。

( 「異議なし」という声あり )

では意見を付すということで進めさせていただく。

それでは採決に入る。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

### ○陳情第2号 職員の飲酒同乗運転の調査を進めることを求める陳情について

永見委員長  
大谷委員

継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手をお願いします。

この職員は既に浜田市職員ではない。したがって市の権限が及ばないのではないかと認識するので、いずれにせよ問い合わせる権限が市にないのではないかと認識である。

佐々木委員

言われる意味は、これまでもずっと言われてきた内容でもあるし理解はできるが、一方で執行部はずっとこの件について、存在を明らかにすることはできない、あったともなかったとも言えないと繰り返している。我々がそこに何かしらの結果を出すような、先ほどの言葉を借りると、市長の犯罪につながるようなことをすべきではないということを議会として感じているので、この件については反対としたい。

三浦副委員長

これまで同様の陳情が出ていたかと思うが、執行部にこれまで回答を求めてきて、なかなか、あったともなかったとも言えないということが現状も続いているという認識でいる。これ以上、議会からもそれに対して何か働きかけることはできないと思うので、しないということで反対とさせていただく。

(会議室外から「議員がすればよいではないか。できるだろう。」という声あり)

永見委員長

陳情者は黙ってください。

それでは採決に入る。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択としないものと決した。

永見委員長  
大谷委員

○陳情第3号 庁舎内での撮影録音の見直しの検討を求める陳情について  
継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手を願います。

学校の場合もそうだが管理者に権限があると思うので、管理者のほうで決められたこと、それが特段不合理でなければ。説明責任を果たす必要は当然あると思うが、管理者権限の中でここまで求めるのは難しいのではないかということで、私は不採択と思っている。

佐々木委員

先ほど執行部から、決まりをつくった経緯や庁舎範囲だとかいろいろ説明はあったが、まだ運用と照らし合わせてどうかということが不透明、今後検討しなければならないということもどうもあるようなので、これは少し継続したほうがよいと思うのだが。

永見委員長

継続審査の声があったので皆にお諮りする。  
継続審査とすることに賛成の方の挙手を願います。

《 賛成者挙手 》

挙手少数である。よって継続審査とすることは否決された。  
皆の意見を伺いたい。反対の方のご意見があれば願います。

三浦副委員長

今、このように執行部が対応されている状況というのものもあるのだと思う。今まで規則がなかったところに、この規則をつくらなければいけない理由があって、これに至っているということは、きちんと受けとめないといけないと思う。

ただし、一律に録音録画を禁止するというのは、少し検討しなければいけないと私は思っている。それは市民の方が窓口に来られる、執行部の方々がそれに対して対応される、そのときに、お互いにどういう発言をされたかとか、そこでどういう協議がされたかというのは必要に応じて記録すべきことだと思う。よって、庁舎のルールのところももう少し整理しなければいけないのではないかと感じている。このルールをつくらなければいけない状況にあることを鑑みて、そこに立脚して反対をしたいと思うが、ルール、つくり方、運用については再考を求めておきたいと思う。

永見委員長

それでは採決に入る。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手少数により、本陳情は採択としないものと決した。

永見委員長

○陳情第4号 正しい投票が行われるよう改善を求める陳情について  
継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手を願います。

( 「なし」という声あり )

それでは採決に入る。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手全員により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第5号 指定管理者の選定システムの見直しを求める陳情について

永見委員長  
三浦副委員長

継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手をお願いする。

後に出てくる指定管理の全体に対する陳情ともつながるのだが、このシステム自体、陳情者から個別にいろいろとご意見が出ているが、私自身は今の指定管理の運用に、課題がある点は見直してほしい気持ちはあるが、今のルールの中で運用することに対しては一定の理解を示したいと思うので、これについては反対としたい。

佐々木委員

私は継続でも反対でもないので手を挙げた。

というのは一連の内容そのものを採択とするというのは、少しわからない、不透明なところもあるので。最後に趣旨が書いてあって、「指定管理制度が有効に機能するよう皆の知恵を出し検討してほしい」という、この点については私も大いに賛成である。そもそも指定管理制度、まだまだ発展途上の制度であり、どのようなことがよいのか、執行部の皆も検討されていくと思うので、この点については私も賛成ということで、私は一部採択という判断をさせてもらいたい。

永見委員長

反対の方は、必ずその理由をしっかりと発言していただきたい。よろしくをお願いします。

三浦副委員長

佐々木委員にお尋ねするが、一部採択とされるという部分は、「指定管理制度が有効に機能するよう知恵を出しながら検討してほしい」というこの部分について採択をするという意向でよろしいか。

佐々木委員

はい。

三浦副委員長

それであれば私も一部採択ということで。

これについては、後から出てくる陳情第8号、指定管理制度の運用の見直しを求める陳情とつながる部分だと思う。後から出てくるので私はこの陳情第8号にも賛成したいと思うが、そういう意味であれば一部採択としてよい。先ほど反対はしたが、意見を述べておきたい。

大谷委員

指定管理者制度は常に見直しをしていくという観点においては賛成と想っていた。であるから反対には手を挙げなかったのだが、今、先輩議員がおっしゃったように、一部採択ということであれば問題ないと思うので、一部採択で私は考えていきたい。

西田委員

私も基本的には賛成なのだが、細かいことを見ていけば私も部分的にはというところもあり、先ほどの一部採択という意見に私は賛同したい。

永見委員長

委員から、一部採択という意見をいただいた。このことについてお諮りしたいのだが、そういう形で進めさせていただいてよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

それでは「指定管理者制度が有効に機能するよう知恵を出しながら検討してほしい」というところの一部分を採択という形で進めさせていただいてもよろしいか。

( 「異議なし」という声あり )

本陳情について一部採択とするものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は一部採択とするものと決した。

○陳情第6号 町内会の規定の公開・共有を求める陳情について

永見委員長  
大谷委員

継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手をお願いします。  
公開を求めていくのは大変大事なことだと思うが、町内会、人数も20、30人のところから大きいところは200人近いところがあり、なかなかこれを一律にしていくのは困難。各地域、町内の中でも、いわゆる町内文化というか、そういうものがあるので、進めていくことに対しては賛同ということで、私は一部採択ということをお願いしたい。

永見委員長

一部採択と言われたが、どの部分について一部採択かを確認させていただければ。

大谷委員

「公開を進めていくという部分」についての部分を一部採択。それをホームページに載せるとの部分もあるが、これは町内で有用ということであれば問題ないが、ここまで踏み込むのはなかなか難しいということ。一部採択の部分は、公開を進めるという部分だという考えである。

三浦副委員長

基本的に情報公開というスタンスだと思うが、町内会の方々がそれぞれに作られている規則であったり、そういったものを情報公開するように促していったりすることは大事だと思うが、一律に市が公開しようという先方の意見を聞かない段階でその方針を決めていくのは少し、地域の方々の意向も聞きながら、ということはあると思うので、趣旨は採択はしたいと思うが、十分に地域住民の方々の意向、それぞれのご都合もあると思うので、そうしたものを伺いながら公開を基本的にはしていく。そういう意見を付しておきたい。

大谷委員がおっしゃったことと似通ってはいると思うが、私はそのように意見を付して採択としたい。

佐々木委員

内容としては各町内の情報を提供することによって各町内の方がどんどん、進展していくというかレベルアップしていくという意味合いでは当然賛成なのだが、ただ先ほど少しあったように町内も本当に少ない町内もあれば何百人という町内もあって、いろいろ立場というか環境が違う状況にあって、それを一律にというのもなかなか嫌がる町内の方もいらっしゃると思うので、そういったことを考慮しながら、町内全体のレベルアップのためということであれば私は賛成したいと思う。

やはり賛成はするけれども、意見の中に各町内のご意思も含めてということを入れていただきたい。

永見委員長  
大谷委員

ほかにないか。

附帯意見の内容をもう一度確認した上でお願いします。その内容によっては判断が分かれる。

永見委員長

先ほど三浦副委員長と佐々木委員が言われた、「町内会の意見を聞きながら公開するように」という意見を付す形で進めさせていただこうと思うがいかがか。

( 「はい」という声あり )

本陳情について、意見を付して採択とすることに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手多数により、本陳情は採択とするものと決した。

○陳情第7号 裁判中の案件へ回答できる範囲で回答することを求める陳

情について

永見委員長  
西田委員

継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手をお願いする。

この陳情の内容について理解はするところである。ただ、一般的になかなか回答するとき、裁判中の案件というのはなかなか言えず、そういう状況が大半だろうと思っている。先ほどの陳情者とのやりとりの中で陳情者は、裁判所に行けばある程度公開できる範囲内では公開していただけるのだという発言もあった。執行部側の気持ちになれば、あくまでもこういった回答を控えるということは当たり前の対応の仕方だろうというのが最近の状況だろうと思っているが、私はそれでよいと思っている。回答できる範囲で必要な情報は裁判所に行けば見られるなら、裁判所に行って見ればよいと思った。どちらとも取れるのだがこの陳情に関しては、私は採択しないこととしたい。

三浦副委員長

西田委員と考え方は全く一緒なのだが、陳情者の願意を酌み取って私は採択したいと思っている。ただ裁判中のものについては情報を出す、出さないというのも当該者の方々のご意向があると思う。公開されているからどこでもしゃべるべきだというのは、係争中の方々の意向が反映される部分もあるかと思うので、全てを求めることは馴染まないとは思いますが、基本的にこれまでも申し上げてきたとおり、可能な範囲で今どのような状況にあるのか、報告できることはしてほしいということは求めてきたので、そういった意味合いで係争中のものにおいても今どのような状況にあるのか報告できる範囲でしていただきたい、という意見は述べて採択としたい。

佐々木委員

一般的に裁判中、係争中の案件について、特に当該者がその内容について発言するというのは極めて慎重に慎重を要することだと思うので、この案件については、私は反対としたい。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

それでは採決に入る。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。

《 賛成者挙手 》

挙手同数である。

委員長の私は、このことについては、やはり執行部の事情もあるだろうし、不採択という形で考えている。

よって、賛成者少数により本陳情は採択しないものと決した。

○陳情第8号 指定管理制度の運用の見直しを求める陳情について

永見委員長  
佐々木委員

継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手をお願いする。

先ほどの陳情第5号もあったが、この第8号の陳情については少し内容が違うと思っている。制度全般の見直しという視点がほとんどなく、先ほど説明があったように美又の国民保養センターや旭など具体的な事例を出されており、皆の知恵で改善してほしいという部分は少しばかり同調できるものもあるのだが、具体例をほぼ出されているので、これが事実かどうか、今日は当事者がおられず確認ができないので、反対という立場を取りたい。

- 永見委員長 ほか。反対の場合は必ずその理由を発言いただくようお願いする。  
( 「なし」という声あり )  
それでは採決に入る。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。  
《 賛成者挙手 》  
芦谷委員、反対なら意見をお願いします。
- 芦谷委員 前の前、これと同じ理由で反対である。
- 永見委員長 前と一緒にだと答弁をいただいたが、どういう理由なのかできれば詳細な発言をお願いしたい。
- 芦谷委員 これは今までずっと出ており、いろいろな思いが先行しながら指定管理については執行部をして改善の努力をしていると考えている。したがって改めて陳情を受けることなく、不採択である。
- 永見委員長 一応この陳情については挙手多数ということで、本陳情は採択とするものと決した。
- 永見委員長 ○陳情第9号 防災マニュアルに沿った対応を求める陳情について  
継続審査、または反対の委員はあるか。あれば挙手をお願いします。  
( 「なし」という声あり )  
それでは採決に入る。本陳情について、採択とするものと決することに賛成の方の挙手を求める。  
《 賛成者挙手 》  
芦谷委員、反対の意見をお伺いしたい。
- 芦谷委員 ボイスレコーダーまで起こしてということもあると思うが、通常、軽微なものについては要点筆記だとか、あるいは事実関係の整理といったことで足りるので、改めてここで会議録の云々ということまで陳情に入れる必要はないと思っている。反対である。
- 永見委員長 この陳情については挙手多数ということで、本陳情は採択とするものと決した。以上で陳情審査を終了する。ここで暫時休憩とする。再開は13時ちょうどとする。

[ 11時 48分 休憩 ]

[ 13時 00分 再開 ]

- 永見委員長 会議を再開する。休憩前に引き続き市長提出議案8件の審査に入る。

### 3 議案第92号 指定管理者の指定について（浜田市東公園運動施設等）

- 永見委員長 執行部から補足説明があるか。  
( 「なし」という声あり )  
委員から質疑はあるか。
- 佐々木委員 指定管理料だが、これまでの5年間で7,100万円が8千万円、900万円増になっている理由について伺う。
- 文化スポーツ課長 ほかの施設でもそうだが、人件費について見直しがなされている。昨年度から公募のものについて人件費が見直されており、職員の人件費を計算する際に期末手当の付与などが増額されているので、その部分がー

永見委員長	番大きいかと思う。
芦谷委員	ほかに。
文化スポーツ課長	当然、最低賃金などはクリアしているのだろうか。
永見委員長	これは市の会計年度任用職員の賃金に準じて公募しているので、当然クリアしているものと思っている。
	ほかに。
	( 「なし」という声あり )

#### 4 議案第93号 指定管理者の指定について (サンマリン浜田)

永見委員長	執行部から補足説明があるか。
	( 「なし」という声あり )
佐々木委員	委員から質疑はあるか。
文化スポーツ課長	これも指定管理料が、先ほどの比ではないくらい大幅にアップしている。人件費だけではないような気がするのだが。
佐々木委員	こちらは以前に補正予算のときに債務負担の増額をさせていただいた。そのときに申したが、先ほどの人件費のものと、現在、指定管理しているのが北陽ビル管理という施設管理を主とした会社であり、もともとその実績から算定していたが、やはり自社施工の部分が大きく、一般の会社が受注するには低い金額であったということで補正し、自社施工ではなく一般的な金額で今回公募させていただいた。その公募に応じて提案された金額ということで、前回よりも増額になっている。人件費の部分は先ほど説明したとおりである。
文化スポーツ課長	自社施工から一般的なものに金額を算定して増になったとのことだが、一般的にこの指定管理料の設定というのは、これまでの北陽ビル管理のような自社で申請される場合もあるし、一般的な金額の設定、何をもって一般的とするのかわからないが、元になる数字というのがあるのか。
永見委員長	やはり普通の予算を計上するときと同じように、該当の業務ができる業者から見積りを取って積み上げとなる。最初は先ほど申したように自社で施工するというので安価にされていたが、それでは専門業者しか応募できないということで算定を直して公募させていただいた。したがって全体の金額が大きくなっている。
	ほかに。
	( 「なし」という声あり )

#### 5 議案第94号 指定管理者の指定について (浜田市金城資料館)

永見委員長	執行部から補足説明があるか。
	( 「なし」という声あり )
芦谷委員	委員から質疑はあるか。
文化スポーツ課長	先ほどのスポーツ施設はスルーするとして、こういった指定管理の場合、経費的な高い、安いで判断されると思うがもう一つ大事なものは、貸館事業などでその誘致、ここで言う西中国山地の民具を守る会とすれば、指定管理を受けてより利用が増えるといった、中身の運営に対する改善などがあるのか。
	今回この指定管理者については、前回から引き続き指名とさせていた

だいている。その指名理由についても、これまでの管理の実績と資料に対する専門的な知識を有するという点で今回指名させていただいている。今指定管理しているのが西中国山地民具を守る会というところで、昭和43年に発足してここまで民俗文化財の調査収集や啓発活動などもおられるので、十分指名に至る団体だと考えている。

大谷委員  
文化スポーツ課長

年間の利用者数を参考に示していただきたい。  
令和2年度の実績になるが、資料館の利用自体が208人、令和元年度が251人という状況である。

大谷委員

年間ということであれば1日1人いるかいないかという状況のように感じた。あとは何かのイベントというか、啓発に向けてとか、利用に向けての活動などをやっておられたら、その状況を聞かせてほしい。

文化スポーツ課長

こちらの年間実績で人数を申し上げたが、開館が基本的に週末とあとは依頼に応じてとなっており、令和2年度でいうと開館日数が115日。令和2年度が120日での実績になる。資料館として見に来ていただくのに数字が伸び悩んではいるのだが、金城地域においてはウォーキングも含めて、偉人啓発や石碑などが置いてあるところを回ったり、文化的活動もイベントも行われたりしており、そうしたときに併せて資料館を利用させていただくこともある。いわゆるこども美術館のように100人単位で人を集めるようなイベントはなかなか難しいが、収蔵資料の啓発活動には、これまでも従事させていただいている。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## 6 議案第110号 財産の無償譲渡について（旧都川分団1班ポンプ車庫）

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

佐々木委員

これはもう必要なく、別のポンプ倉庫ができているのか、それとも廃止のためになくされているのか。経緯をお願いする。

警防課長

都川の分団車庫については、班としては1班から3班までであった。これを昨年度に地元消防団からのご意向、また自治会もそれを了承された要望ということで一つに集約し、まちづくりセンター隣接地の旧都川小学校校庭へ新しい分団車庫を建設し、1班から3班の統合車庫として整理させていただいた。2班、3班については、こういった希望がなかったもので既に解体し、土地については市の普通財産へ移管という手続き、借地は返却ということで進んでいる。残ったのは1班車庫だが、これは地元から希望があったので無償譲渡を今提案させていただいている。

佐々木委員

よくわかった。バスの待合室という目的のようだが、地元で椅子を設置したりなど何かしら改修されるのかもしれないが、最終的にこの施設を廃止するときに、もうこのまま地元任せでいくのか、それとも廃止費用について何かしら約束事を交わすのか。

警防課長

この無償譲渡については、市有財産の無償譲渡処理要綱というのが定められており、これにのっとっての無償譲渡になる。無償譲渡した後についてはこれの管理・修理または解体は全て譲り受け者が負担、自主的

に持っていただくということで、市として負担することはないという条件となっている。

三浦副委員長

今の状態で安全性、要は修繕が特に必要だったとか、そういうことは全くないのか。

警防課長

現状は建築とすれば資料にもあるとおり34年経過している。一般的に浜田市の公共施設については、木造は40年の耐用年数があるが、ポンプ車庫として要望があった場合には、常々我々のほうで手を入れて修繕しているので、特に前面にシャッターがついているが、シャッターの不具合、また雨漏りなどは確認されてないので、バス停で使用されるには当然問題ない認識である。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

### 7 議案第112号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

### 8 議案第113号 第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

佐々木委員

大まかな基本的な市の向こう5年間の計画なので、あまり細かくは表示されてないと思うが、この前の議員側への意見交換会のときに、市民生活が大変さまざまな環境変化によって厳しくなっているということを発言させてもらい、それなりの今後の課題も含めた対応策を、大まかな計画とはいえ少し方針など書いていただければと言った経緯があるのだが、端々に出ているのかもしれないが、何かしらそういった市民生活を補助していくような対策として、新たに表示されているものがあるのか。もしあれば説明をお願いします。

政策企画課長

議員との意見交換会の中で佐々木委員から先ほど言われた質問等をお伺いしたときに、改めてそのときは中間答申であったといったところから内容等の見直し等もさせていただくと回答させていただいたと思う。

その後、中間答申から最終答申といったところでは、特に生活面等も含めて状況を知っておられるであろう地域協議会を全部回らせていただき、ご意見をいただいた中で修正等はさせていただいたつもりである。

具体的に変った点は、今すぐには出てこないが、特にこれまで市民委員会あるいは地域協議会を含めて、交通の移動手段や買い物支援、農業等で今は米価が下がっているなど、生活に直結する意見が出たと記憶している。そういった観点で、文言あるいは取り組みの中で各部改めて考えていただき、内容の修正をさせていただいた。

佐々木委員

どこかは出てこないが修正はしてあるといった回答だったと思う。ボリュームがあるので、すぐには出てこないのだろうと思うが、何かしら

生活への支援の表示が新たにしているのであれば、それはそれで私としては評価したい。そういうことが新たにどこかに出ているということによってよい。

政策企画課長

先ほど申したようにすぐには出ないが、特に、生活の支援に直結する部分を含め、例えば第5節ということで地域活性化に向けた中山間地域対策の推進といったところで、特に中山間地域で課題になっている点を重点的に取り組んでいくといったことで、5年間で10億円の地域振興枠を設けて取り組むなども、そういったことを踏まえて、前期になかった項目として追加させていただいている部分だと思っているし、ほかの中でも生活に直結する部分を十分踏まえた記載内容で整理させていただいていると思っている。

三浦副委員長

一般の意見交換のときに各主要施策のところに代表的な目標が掲載されていて、この目標の設定の仕方について質問と意見を申し上げたが、それに対してどのように検討し、これを出されたか、それまでの経緯を少しお伺いしたい。

政策企画課長

ご意見をいただいた中で、お示しさせていただいた目標値とで、少しおかしいのではないかとといった点については改めて全体的に、内容等を見直しさせていただき、変更あるいはそれに加えてもう一つ目標を追加するといった形で整理させていただいた。

三浦副委員長

こういう計画をつくる時に、どういう目標の立て方をするのかということが、これは総合的な計画なのでそれぞれの担当課に、この目標はこういう基準で立てていくのだ、こういう立て方をするのだということが意思疎通できるというのは、非常にこういう計画づくりの中で一つ大事なポイントだと思う。改善していただけたということなので。これは代表的な目標なのでここには出てきていない目標もたくさんあると思うが、意思疎通ができていくものとして理解したい。引き続き計画をつくった後の目標管理などもお願いしたい。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## 9 議案第114号 浜田市定住自立圏形成方針の変更について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

## 10 同意第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

芦谷委員

前委員が7月に亡くなられてかわられたと思う。普通でいえば9月定例会議で提案があるのだが、今回12月になった、遅くなった理由が何か特段あれば願います。

人権同和教育啓発

7月に亡くなられた委員の提案について、9月ではなく12月になった経緯

センター所長

だが、これはまず法務局から委員の選任、候補者の推薦についての依頼が来てからこちらが動き始める話になっている。9月定例会議ではちょうど4人の委員の更新時期だったので、そのときには4人の委員の提案をしたところだが、そのときにちょうど、どちらかなというくらいのタイミングだった。4名の依頼は既に受けた、その直後だったので、法務局側もかなり判断は迷われたのだが、このたび9月ではやめて、時期をずらすと連絡を当時受けている。12月にしようということによって依頼を受けて、このたび同意議案を上げたところである。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

以上で議案審査は終了した。採決はのちほど行う。

## 11 執行部からの報告事項

永見委員長

2件追加になったので全部で13件ある。執行部から補足説明があればお願いします。なければ質疑に入る。よろしくお願いします。

### (1) 令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

防災安全課長

この夏の台風、大雨等の災害対応について、総合的な判断に基づき実施したところだが、さらに精度を上げるために幾つかの反省点を踏まえて改善した部分について、今回報告させていただく。

大きく周知に関する事、整備・組織に関する事、二つにおいて当時の対応に基づいて課題があったと考えている。

特に重要と考えているのは、重要な情報をいかに早く、誤解なくわかりやすく伝えるかを重要視し、こういったところをしっかりと取り組んでいきたいと考えている。またこちら対応で書かせていただいたところで、例えば2番の整備組織に関する事、安全な避難所を整備するということがあるが、こちら美川のお寺を指定避難所に指定させていただいた。また今月のところで浜田市のあるホテルと、今度協定を結び、高齢者等そういった方の避難についての締結を行う予定である。

また周布川の氾濫についても県と協議したところだが、これについても具体的に県の砂防課の担当者と今後も協議を進めるよう調整中である。また初動対応に関するところでも負担が平準化するように職員からアンケート等取って意見を聞いているので、そういうところを踏まえて改善について進めている。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

肥後委員

災害対応の今後について、具体的には整備する、改善する、検討するなどの形で切っ掛けがあるが、これをいついつまでにとするのは個別で出せるか。

防災安全課長

進めているところだが、期限とすれば、まずは今年度のところできっと整理したいとは考えている。

肥後委員

水害に関しては、半年後まで猶予はあるかと思うが、もう今12月半ばにもうすぐなろうかというところで、私が心配しているのは凍結・漏水で、また災害になってしまうのではないかということである。凍結・漏

- 水に関しては早目に周知・整備していただくようお願いする。
- 防災安全課長 凍結については、上下水道部と一緒にしっかり取り組んでいるところだが、委員言われたとおり、まとめて行うのではなく、取り組めるところから一つずつ早く進めていこうと考えているので、よろしく願います。
- 大谷委員 今後の対応というところで、調べてない中で聞くので申しわけないが、例えば浜田市のホームページの中に河川のライブカメラのリンクが張っているのではないかと思うが、そうしたものはしっかり広報していただきながら取り組んでいただけたらと思う。
- 防災安全課長 本日に災害のときには、消防も救急も対応できない状況になる。そうならないといけないのだが。そのためにも自分の命は、自分で守ることを最低誰も意識しておかないといけないのではと思うので、そのためにも情報発信のチャンネルはたくさん設置していただけたらと願います。
- 肥後委員 ご指摘のとおりだと思う。市民が身を守るために必要な情報をしっかり周知・啓発していくようやっていきたい。
- 防災安全課長 今年の8月9日の台風・大雨で周布川も増水した。私は日脚町に住んでいるのだが、あの8月の台風の影響で北風がとても強く、日脚の海岸、波が恐らく5メートルから6メートルという、非常に高い、冬の日本海のようなしけの日だった。周布川の増水した水を押し戻して逆流していたが、その点について浜田市は状況把握されていたか。
- 肥後委員 周布川の水位が上がっているところは把握しており、避難指示を出したところだが、ご指摘のあった逆流していたかについては今把握したところである。
- 大谷委員 というのが、長浜にある海上保安部の方がその日の早朝にすぐ日脚の船着き場に来られて、被害がないかどうかを調査されていたので、私は感心、びっくりした。やはり気象データを見て、これは危ないということですぐ来られていた。実際に下水路があふれて、波でどんどん市道のほうに、もう2、3時間雨が降り続ければあふれ出て、床下浸水くらいまで行くのではという恐ろしい状況だったことを、一応つけ加えておく。
- 大谷委員 市職員の中に気象予報士資格をお持ちの方はいるか。
- 防災安全課長 資格の者はいない。
- 大谷委員 天気図が読めると、ある程度風向き等は読めてくる。最近、高等学校でも地学の授業がないのでなかなか天気図の読み方等まで行かないが、幸い私は習ったので、そこそこ認識があって、西風が多分強いのだというところくらいまでは認識していて、強いかどうかはわからなかったが、風向き等はわかるので、そのくらいの、防災を意識するのであればそうした資格を有する人の採用等も検討したほうがよいのかと思ったので、意見としてつけ加えておく。
- 永見委員長 ほかに、なければ進行を交代させていただく。
- 三浦副委員長 永見委員長。
- 永見委員長 本庁の対策本部と各支所の地域対策本部との連携についてだが、特に情報収集等も含めて、そのあたりの連携状況をお聞かせいただきたい。
- 防災安全課長 支所との連携は十分取るように心がけている。まず災害が発生したとき、私どもも支所のほうも警報が出れば同時に準備体制に入ることにな

り、出勤した場合はまたそこで情報共有することになる。そして災害の状況というところも、支所のほうで中身を確認していただき、現状どうなのかを見ていただき、支所の意見を踏まえてこれから避難指示を出すのか、高齢者等避難を出すのか考えているし、避難所についても支所の意見を踏まえて行って、そういった情報を本庁と共有するように随時行っている。

永見委員長

大体理解した。各地域によって災害の状況は異なると思うので、そのあたりも十分連携を取っていただき初動体制が遅れを取らない形で対応していただけたらと思う。

三浦副委員長

進行を交代する。

永見委員長

ほかに質疑はないか。

( 「なし」という声あり )

## (2) 浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散に伴う協議書及び協定書の締結について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

行財政改革推進課長

令和3年9月の浜田市議会定例会議において議決をいただいた、浜田市江津市旧有福村有財産組合の解散に伴う諸議案に関連して、浜田市と江津市の両市で協議書及び協定書を締結したので報告させていただく。

旧有福村の分割合併時、昭和31年において有福温泉の記録についての協議が調わず、温泉施設は今日まで浜田市・江津市の共同管理としており、また昭和48年からは一部事務組合である浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合を設立し、法的管理を行ってきた。このたび浜田市・江津市において協議を重ね、両市長合意の上で最終的に解散することが決定し、9月定例会議で関連議案を提出させていただいたところである。議案については第74号で、浜田市江津市旧有福村有財産共同管理組合の解散について、第75号において解散に伴う財産処分について、第76号において組合規約の変更について、それから一般会計補正予算第6号において、浜田市江津市旧有福村の財産改修費負担金を補正させていただいている。協議書及び協定書については、この内容を反映させたものとなっている。なお補足として12月31日をもってこの組合が解散すること、それから令和4年1月1日から御前湯、さつき湯、やよい湯の運営について江津市が単独で行うこと、また定期券については、令和4年4月1日から宇野町、下有福町、大金町以外にお住まいの方については購入ができないことを、広報はまだ12月号で周知するとともに、有福の近隣地区の方々へは回覧で周知を行っていることを報告させていただく。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

## (3) 第1期公共施設再配置実施計画 別冊（令和3年度版）について

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

行財政改革推進課長

この契約については平成28年度に策定している。それ以降40年間、平成28年度から令和37年度を見据えた、浜田市公共施設再配置方針に基づいて、平成28年度から令和3年度までの6年間を計画期間とし、浜田市全

体の一般会計の行政財産を対象に、統廃合等の公共施設再配置を推進する計画である。このたびこの計画の最終年度にあたる令和3年度までの進捗状況をまとめたものが、このたび提出している資料別冊、令和3年度版となっている。

この別冊の2ページをごらんいただきたい。総括を記載している。抜粋してご説明すると、この7年間で延べ床面積で1万9千平米、将来更新投資額で約50億円の削減を果たすなど、顕著な成果があったと総括している。依然として当市の保有する施設総量は多く、その総量抑制が今後の課題となってくる。こうした背景もあり、現在この第1期公共施設再配置計画を引き継ぐ形で令和4年度から令和7年度までの、第2期公共施設再配置実施計画の策定作業に入っているところである。

なおこの再配置計画に関しては、内容的には全部署にかかわる内容の進捗管理となっているので、改めて全員協議会で、一括で説明させていただき、質疑応答を受けたいと考えているのでよろしく願います。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

#### (4) 中期財政計画及び見通し

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

財政課長

( 以下、資料をもとに説明 )

永見委員長

委員から質疑はあるか。

三浦副委員長

その他の収入のふるさと寄附金について伺いたい。

③のところで合併特例債の代替として、令和4年度が0.8億円になっていて、新規施策の財源令和4年度以降、約1億円となっていて、この金額はそれぞれ見直しをされていると思うが、ここの説明をもう一度いただけるか。

財政課長

③のところについては数字を若干、昨年度から変更している。理由は投資事業のところでは令和4年度が1億円、令和5年度以降に2億円とさせていただいた。令和4年度のところは、実際にサマーレビューで出てきた数字ではめ込んだ結果で見直しをさせていただいている。新規施策の財源に令和4年度以降1億円というところは昨年度までは2億円という形で、1億円減らしてもらっている。なかなか新規施策をやらせていただくのに、ふるさと応援基金を使えばよいが、経常的なものにはなかなか使えない。単発でできるものはぜひこの財源を活用させていただきたいのだが、恒久的に、例えば医療費など、そうなると継続的なので経常的な歳入のほうで賄わなければいけないだろうということもあるので、少し使えるものが2億円もないのかなというところがあり、ここは実態に即したというか、考え方を少し変えさせていただき、充当の可能予定を下げさせていただいた。

三浦副委員長

そうすると2億円が1億円と半分になっているので、ここから見たときに新規施策の財源確保の、要は幅が狭くなっているので取り組みにくいことになっていたりしていないかと思うが、実態に即して経常的な事業になかなか充てられないので単純に減らしたという理解でよいか。

財政課長

おっしゃるとおりである。

三浦副委員長

もう一つ18ページで、主要事業で黄色いところが新しく入っているとのことで。周布橋の整備事業11億5500万円が上がっている。今までの説明の中でこの財源確保をどうするのかというところで、社会整備総合交付金を使うとか、いろいろな財源確保の方法が担当課長からもご説明あったが、そうした財源を使うことによるほか事業への影響はないと考えてよいのか。それともこうした新規事業が上がって、そうしたものを充てることによって、ほか事業へ何かしらの影響が出ることはあるのか。

財政課長

周布橋については、現状この計画上では社会整備総合交付金を使い、裏の財源としては国土強靱化の地方債を活用することになっている。よりよい財源でいえば過疎債が一番だが、現状過疎債はいっぱいいっぱい組んでいるので、別の地方債を充てることにしているので、影響があるかどうかでいえば過疎債の活用を、させていただきたいが現状は違うもので組ませていただいているという意味で影響がある点かと思う。

永見委員長

ほかに。

西田委員

課長の説明はまた半日くらいじっくりお話を伺いたい気持ちになった。

非常に厳しい財政状況がやってくるような雰囲気の説明されたのだが、15ページなどの例えば単年度収支、これは前からよく示されており、一旦3億円程度の赤字になるがそれもまた中国電力火力発電所2号機の固定資産税等で持ち直すと。しかし今の浜田市の財政、シンプルに考えると生み出すお金、入ってくるお金、法人・市民税など、いろいろな税収、財源、国からも入ってくるものもあるが基本、浜田市の税収と出る部分との収支。2号機は何十億円かわからないが今でも浜田市の財政収支の歳入の大部分を占めていると思うが、これが令和5年度に7億円程度の上になっているが、それがすぐ翌年から3億円、1億円、あとはゼロが続く。そのあたり、固定資産税も減価償却で少しずつ減っていくとは思いますが、もう少し、いきなり2、3年でゼロになるような感じなのか。いろいろな面で総合的にいろいろな事業を精査してやっていかないと厳しくなることはわかるのだが、すぐにゼロになるのが。本当は赤字になるところも出るのでは。赤字になるか、プラスで示されるかぎりぎりのところが、これから先の17、18ページのいろいろな事業のなりゆきにかかわってくるのかなという気もしている。そういう感じか。

財政課長

この実質単年度収支でいえば、冒頭申し上げたように昨年並みに最初やってみたところ、後半になるにつれて赤字に膨れてしまった。それではまずいということで、4点の改善策を上げて調整を加えさせていただいた結果、何とかこのようにおさまっている。ありのままを見せるとなるともっとひどい形になる。

西田委員

このままのような感覚でいくとやはりこれはまずいということになる可能性が強いから、この計画においてはあまり赤字が示されないように何とかつじつま合わせで、ゼロでいっている推計を出されていると。いずれにせよ厳しいから、これからは皆でいろいろなことを考えていかななくてはいけない。スクラップ、フォービルドと言われるが、以前からスクラップ、スクラップ、スクラップ、スクラップ、フォービルドと言われているくらいなので、その辺も慎重に計画していただけたらと我々も思った。

財政課長

私が言わねばならないことを言っていた。厳しい財政状況にな

るので、執行部も議員もそのような考え方をもち、言われたようにスクラップ、スクラップ、スクラップ、スクラップフォービルドくらいの気持ちでやっていければと思う。

永見委員長  
佐々木委員

ほかに。

本音の部分が聞けたような感じがする。もともと実質公債費率とか今回提示されたものを見ると、令和8年度以降の投資的経費がまだ決まっていないようなこともあったりして、割と数字的にはよい見通しが出ているようにも思うのだが、決してそうではないということを確認した。それについては後で答えてもらいたい。

財政課長

あと、繰り上げ償還について、これも大事な持続させるための要因だと思うが、その元手になる償還の経費は何を充てていかれるのか。

2点目のほうから。繰り上げ償還の財源については説明を漏らしていたが、減債基金からの繰り入れ、減債基金を取り崩して繰り上げ償還の財源に充てさせていただきたいという計画にしている。

佐々木委員

最初の質問は、今の西田委員とのやりとりの中で、今日示された実質公債費比率、これは一番元になる財政指標の基準だと思うが、これが割とよい推移というか、令和8年度以降の投資的経費が示されていないのもあってよい数字が示されている。

令和5年度も昨年より約1%改善されていることもあって、割と見通しとしてはよいような比率になっているのだが、実質公債費比率、低ければ低いほどよいのだろうが、そうするとやはりまちづくりが劣ってくるといふこともあるので、あまり落とし過ぎるのもどうかということがあるのだが、見通しが割とよくなったという状況をどう見ておられるのか。それが1点目である。

それから普通交付税の話だが、今段階的に削減が終わったのか進んでいるのかわからないが、それが終わった後の人口減少による削減が進んでいくということで、これから特に地方はどんどん人口減少になっていくこともあって、特に交付税に頼った予算編成をしているところがほとんどだと思うが、そういったことがさらに難しくなるということで不安要素も今日改めて、交付税部分でも確認した。そういう認識でよいのか。

財政課長

1点目の実質公債費比率については、確かに繰り上げ償還などをして先んじて借金を返済しているので、今年度部分については下がってきている。ただ比率はよいのだが、当然事業をするのに借金をすれば返さなければいけない、それらについては後々、今年度の一般財源が税収などで返していかなければならないということなので、普通建設事業については一般財源の先取りだという認識で進めていかなければいけないと思う。よって、今年度の一般財源がきちんと確保できるか、いわゆる基金の残高などを見ながら、投資的経費については考えていかなければいけないと思う。ただこの比率だけを見ると確かに、幾らか追加できるのではないかという考え方もできるが、もう一つの見方として今年度の償還に耐え得るだけの一般財源の確保、基金残高などがあるかどうかも踏まえて、あとは住民の方々の生活にとってどうなのかも考えながら事業の検討をしていかなければいけないと考えている。

もう1点、普通交付税については、合併による縮減というのは令和2年

度までで終わっている。令和3年度に全て終わった形になっているので、合併による縮減は一旦終わった。しかし人口減少に伴う影響が今後どんどん出てくるだろうということで、佐々木委員が言われるように厳しい状況になってくるだろうということは、こちらとしても考えている。

佐々木委員

あと1点、基金について13ページの下に囲ってあるが、以前から財政関係の方が、特に県内においては財政調整基金も減債基金もほかの基金もあるので、浜田市は割と県内でも基金には恵まれているような印象をずっと持ってきている。今日の見通しも含めてその現状はそれほど変わっていない気もするのだが、基金だけ見た場合の今後の見通しからする収支のやり方、この辺はどうなのか。やはり厳しさには変わらないと思うが、県内の中では割と恵まれた基金を持った状況にはあると思うがいかかがか。

財政課長

島根県内他市に比べると、確かに基金の保有残高は多いと思う。他市のことをあまり言うとはあれだが、大田市や安来市、益田市などもかなり少ない残高だったように思うので、それらと比べると現状多く保有している状況である。

以前から、標準財政規模の20%程度は財政調整基金を確保しておくべきだというようなご指摘もいただき、少しその辺をめどに40億円を確保できればというようなことを思いながら、財政運営をさせていただいている。現状、何とか今回の計画の上ではふるさと応援基金などをうまく活用させていただきながら、財政調整基金を残したような形になっているが、13年度以降、また次回の計画が出てくるので言えば、ふるさと応援基金の残高がもうほぼなくなっている状況にあるので、そうなるとう財政調整基金などを崩して財政運営をしていかざるを得ない状況に変わっていくことも懸念されるので、その辺を踏まえながら来年度以降の計画を見直していきたいという観点である。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## (5) 広島広域都市圏への加入について

永見委員長

政策企画課長

執行部から補足説明があるか。

加入に至った経緯などを補足説明させていただきたい。広島広域都市圏については資料等に概要等を示させていただいているのでごらんいただければと思うが、この広島広域都市圏への加入について、これまでも広島市・邑南町・浜田市の3市町の中で観光や福祉あるいは定住の関係で連携をしながら事業等できないか、担当者会議を年何回か開いてきていた。なかなかこちらからの提案に対して広島市からはメリットが感じられないといったところで、観光等についてはこれまでも一緒になって連携していくといったことは進めてきたが、その他の施策等がよい事業に結びついてこなかったという声があった。

そのような中、邑南町が広島広域都市圏への参加を考えておられ、その中で、広島市の職員で、邑南町出身でこの広島広域都市圏について深くかかわっておられる方に相談等をされる中で、その方から邑南町と浜田市、今回一緒に示させてもらった美郷町、この3市町で広域都市圏への参加をしてはどうかと打診をいただいた。これまでの経緯もあるし、広

島市に限らず広域連携に参加されている多くの市町とも一緒になって、観光あるいは地域振興などを連携しながら施策等を考えていくのは、非常に大きなメリットになるのではないかといいことで、浜田市としても参画の意向をお伝えし、これまでこの都市圏協議会の事務局である広島市の担当と協議をさせていただいた。

そうしたことから、スケジュール等に示させていただいているが来年4月からこの広域都市圏への参加の協議が整ったため、本日概要をお示ししご報告させていただくものである。

なお、邑南町・美郷町においても同様な形で今回の12月の各議会で意向を示させていただき、来年4月の加入に向けて進めさせていただいていることをご承知おき願う。

永見委員長  
西田委員

委員から質疑はあるか。

よいことだと前向きに捉えている。ただ参加することになると、参加の会費や費用といったものや、参加することで担当者がついたり、年に何度かの会合に行かれたり、いろいろな面で職員の負担、プラスアルファの仕事量、その辺についてはいかがか。

政策企画課長

まず予算面についてだが、この都市圏加入については、それぞれ参加する自治体の標準財政規模に応じて負担金が決められている。今浜田市の予定としては18万円弱くらいの加入負担金になる試算だと広島市から伺っているので、来年度当初予算で負担金の予算化を要求させていただいている。

それと職員の負担等について。当然この参加に向けて、105事業があると示させていただいている。負担になってはいけないということを踏まえて調整をさせていただいている。今回は加入1年目でもあるので、まずは参加してみるということで、おおむね2回から3回くらいの、それぞれの事業に係る会議に直接各市町のどこかに行くか広島市に行って会議になるか、あるいはオンラインであるとか、そういった会議になるということで、そこまでの負担にはならないのではという話は進めさせていただいている。

永見委員長  
芦谷委員

ほかに。

総論はよくわかるが、具体的に今までこういった広域はあまたあった。旗は振ってもなかなか実効が上がってないと言われた。したがって今度の18万円の負担金を負いながら、具体的に何と何、こういった成果が上がるのかお伺いする。

政策企画課長

具体的な成果であるが、105事業ある中で浜田市は約60超の事業に参加できないかということで、それぞれ広島市の担当課と浜田市の担当部局のほうで話を進めさせていただいている。現時点で進められている105事業の中に、今度、島根県の3市町が入るということで、今後こういった事業をやっていけばよいのかといったことは現在調整中でもあるし、恐らく来年に進める中で具体的な話ができ上がっていくのだろうと思っている。

例えばこの中にある神楽の協議会といったことについては、既に浜田市で行っている神楽と広島神楽が一緒になってイベントをしてはどうかといった具体的な取り組み等も進められているが、本当に具体的に参

芦谷委員 加しようと思っている事業の中で成果としてつながってくるものはこれから協議させていただき、この協議会に参加してのビジョン等を示すことになっているので、その中でまた検証をしながらお示ししたい。

政策企画課長 あまりよくわからない実際に。問題はまず1点として、浜田市の担当課の主管課はどこか。

永見委員長 全体的な統括は政策企画課で行う。

ほかに。

( 「なし」という声あり )

**(6) (仮称) はまだITラボの整備について**

永見委員長 執行部から補足説明があるか。

定住関係人口推進課長 事業スケジュールのところにあるとおり、来年度当初予算において改修費を計上させていただき、来年度夏ごろのオープンを目指して施設を開設したいと考えている。

今回施設を無償提供いただく日本海信用金庫でも、事務作業を進める都合があるためにこのタイミングでの議会へのご説明とさせていただく。

運営方法や開設時間等については現在検討中のため、別途ご案内させていただきたい。

永見委員長 委員から質疑はあるか。

肥後委員 事業費及びスケジュールということで、改修費がいきなり2700万円提示されているのだが、これは駅前のホテルワシントンの前の日本海信用金庫の店舗だと思う。2700万円というと、私らの感覚でいうと土地つき1戸建ての木造住宅2階建てが建つが、果たして改修費で2700万円は妥当なのか。

定住関係人口推進課長 今回改修費として約2700万円としている。このうち、いわゆる建物の改修に関しては大体1800万円程度を予定している。高額ではないかというご意見をいただいが、駅前の近辺で、この広さでなかなかほかに代替施設が見つからないこと、仮に見つかったとしても周辺の不動産相場等を鑑みると、年間の賃貸料を計算すると、この改修費についてもおよそ3年程度で見合った額になるということで、今回この整備を進めたいと考えている。

肥後委員 若者の生活、暮らしを支えるとともに新たに若者が増える施策の一つとして、人、スキル、IT技術等ということで、はまだITラボの整備についてと具体的に書かれているのだが、ITとなるとネット環境さえあれば、むしろ駅前でなくてもよいのではというのが一つと、もう一つが、写真が丁寧につけ加えられているので見せてもらうのだが、集まるには駐車場は多くても3台、もしくは2台しかとめられないのだが、その点についてはいかがか。

定住関係人口推進課長 私どもが場所として駅前を選んだ一つには、県立大学生の利用を考慮のことである。駅前のほかにも商店街を中心に空き店舗を探したが、なかなか代替施設が見つからなかったところで、日本海信用金庫から承諾をいただいたという事情があった。大学生の活用を促すことから、大学生にとって利便性のよい場所を選んだ。

駐車場に関してだが、利用の際には立体駐車場もあるので、あちらの

	利用もご案内していきたい。
肥後委員	運営費650万円の内訳等はあるか。
定住関係人口推進課長	運営費650万円の内訳だが、光熱水費、通信費、会計年度任用職員を1名配置したいと思っており、その費用が主となっている。
肥後委員	スケジュールはもう来年度4月着工で8月オープンと書いてあるということは、もう入居予定者と人数が決まっていると思う。これはレンタルオフィスがメインの目的ということか、具体的な会社もしくは個人が入られるのか。
定住関係人口推進課長	この建物の1階部分についてはコワーキングスペースということでいろいろな方に集まって交流していただくように想定している。2階部分について二部屋のレンタルオフィスの整備を予定しており、こちらについては月額基本として貸し出しする方向である。入居予定者については今回、市として初めて公にさせていただいたものなので、今後、募集要項等を定めて公募させていただく。
肥後委員	土地建物は日本海信金から無償貸与ということで書かれている。すごくよい条件でびっくりしている。無償貸与は年数が決まったり、もしくは無償貸与が年数で決まっているのであれば、その期間が過ぎた後は、何か決まりや契約は結ばれる予定なのか。
定住関係人口推進課長	まだ口頭で確認し合ったところなので、今後書面にてしっかり確認はさせていただくのだが、現在、日本海信金とは、期間を定めず貸していただけることになっていることと、通常事務所等をお借りした場合に原状回復義務があるが、その回復義務についても結構だと伺っている。
佐々木委員	突然出てきてよくわからないのだが、もともとこういったITラボという、意味がわからない言葉が出てきて、この施設を整備する経緯を教えてください。
定住関係人口推進課長	総合戦略プラスの中でもITを核としたコワーキングスペースやレンタルオフィスを整備すると掲げさせていただいており、若者の暮らしやすいまちづくりの一助となるよう整備するということで、総合戦略プラスにも掲げている。昨年来、該当のふさわしい施設がないかを探しており、今回整備を計画として出させていただくところである。
	大学生、若者、ITを仕事としている個人事業主などにこちらの施設を活用していただくことによって、地域活性化だったり、若者が夢や希望を実現しやすいようなきっかけになるような場所ということで整備を行いたいと考えている。
佐々木委員	今のそういったニーズは、もともと若者からあったということか。
定住関係人口推進課長	これに関しては2018年の平成30年度から3か年間、県立大学の先生が浜田市との共同研究を実施しておられ、その中で県立大学生や、2週間だったが実証実験をなされて、そのときの一般市民の利用者にアンケートを行い、こういう施設がほしい、利用したいという声が多かったというデータをいただいている。そのときの効果、感想としては、大学生であっても学内の横のつながりができた、仲間づくりができた、普通の市民との交流ができて、そこから刺激を受けたことが多かったというような結果が出ている。
佐々木委員	先ほど改修費2700万円に対して、利用者が入れば3年くらいで元が取れ

- 定住関係人口推進課長　　るという話があったのだが、その内訳を教えてください。
- 定住関係人口推進課長　　私の説明が悪く大変申しわけなかった。利用者があれば、元が取れるということではなく、もし仮に同等規模の施設をほかの方から借りた場合の家賃と、今回の改修費とを比較して同等程度になるといったことであり、入居者からいただく家賃については現在検討中である。
- 佐々木委員　　微妙な表現なのでよく理解できないが。以前、駅前の民間事業者のビルについての活用策が出ていて、これはこれでまたそういう方策を考えられるのか。
- 副市長　　駅前の民間施設の利用については商工会議所からご要望いただいておりますが、当然隣接している、近隣にあるので重複するようなものをつくることは考えていないし、まだ民間の空き店舗を市が必ず買ってどうするという事は決めていないので、それを待って動くということはまだ時間がかかるので。
- 佐々木委員　　先ほど課長が申したように、はまだITラボの話は以前から来ており、すでに日本海信金と話をしたり、企業版ふるさと納税の活用等もあったので、当然こちらが先行して進んでいる。それと重複しないような検討を今後させていただくようになると思うし、あまり投資をかけないような議論をしたいと思っている。
- 定住関係人口推進課長　　ここは住むわけではなく仕事をするために借りる部屋というイメージか。
- 定住関係人口推進課長　　2階についてはレンタルオフィスなので仕事場と考えている。1階はコワーキングスペースとあって、こちらも近年県内でも江津市や益田市でできているが、いろいろな方が集まって交流したり、ビジネス上の結びつきを見つけ出したりするような交流スペースとして提示したいと考えている。住むための部屋ではない。
- 佐々木委員　　先ほど2700万円のうち1800万円が建物改修費だと説明があつて、あとの約1000万円は何か。
- 定住関係人口推進課長　　例えば備品購入費等を考えている。
- 佐々木委員　　備品といっても、いろいろある。主な経費を使う備品とは何か。
- 定住関係人口推進課長　　例えば、コワーキングスペースに配置するテーブルや机、プロジェクターなどである。
- 芦谷委員　　早い話が石見プラットとどう違うのか、はっきり答弁してほしい。
- 定住関係人口推進課長　　おっしゃった石見プラットとはおそらくインキュベーションルームのことではないかと思う。しまね産業振興事業団が石見プラットの中で整備しており、こちらは創業支援という形でお仕事をするブースのようなものを提供しておられて、会社を立てたばかりの方の家賃負担等の軽減のために整備された施設と伺っている。こちらについては個室ではなく仕切りのようなもので、事務スペースを提供しているのだが、今回我々が2階で考えているのは完全個室型のオフィスになる。
- 定住関係人口推進課長　　なぜ私どもでは個室型のものを提供することにしたのかだが、近年Z o o m等、コロナ禍ということもあるがオンライン等を使って会議や打ち合わせをする機会が非常に多くなっている。そうした場合ブース状のオフィスだとなかなか商談等ができにくいという話も聞き、今回私どものほうは、閉鎖した個室としてのオフィスを提供するに至った。

<p>芦谷委員 定住関係人口推進課長</p>	<p>このことをされる主体は何課か。 当面私ども定住関係人口推進課で進めていきたいと思うが、2階のITオフィスの誘致等については産業経済部のネットワーク等も活用させていただき、連携してやっていきたい。</p>
<p>芦谷委員 定住関係人口推進課長</p>	<p>言葉は何となくわかるのだが、石見プラットも鳴り物入りで市もやっている。したがって、この分と一体何がどう違うのか、今度つくるものは何をするのか、もう少し明確に言えないか。 石見プラットは県の事業団がつくられたものだが、こちらは例えばITなど、業種も特に選んでない。あくまでも創業支援という形で、入居要件についても、会社を起こして原則、入居要件等についても創業後5年以内の法人または新たに創業を目指す意欲のある個人、新たな事業分野への進出を目指す法人又は個人という形で、あくまでも創業に対する支援の一環として整備されたものである。</p>
<p>芦谷委員 永見委員長 大谷委員</p>	<p>今回私どもが整備するのは、IT分野の事業をしておられる方で、かつ、浜田市の地域課題の解決に協力的な事業者に入居していただき、浜田市のいろいろな課題解決、なかなか浜田も人口減少、地域の高齢化が進んでいる中でマンパワーばかりに頼っていても解決ができない分野もある。そういう中、全国を見るとこういったデジタル技術などで地域課題の解決に結びついている事例もあるので、浜田市でもそういった取り組みに挑戦してみたいと考えているし、一緒に課題解決をやってくれるようなIT事業者に入所いただいて一緒に取り組んでいきたいということで目指すものである。</p>
<p>芦谷委員 永見委員長 大谷委員</p>	<p>ぜひ成功をお祈りする。 ほかに。 今から工事して今からいろいろ考えるということで細かく決まっていなくてもいいかもしれないが、職員1人つけられるとのことで、想定されているのは何時から何時くらいまでなのかと、若者とはどのあたりを想定しているか。もし誰でも入ってよいなら、案外汽車待ちの高校生の利用も想定されるのだが、そういうのは想定内なのか。</p>
<p>定住関係人口推進課長</p>	<p>まず時間は夜8時くらいまでの開所を予定している。会計年度任用職員を1名配置して、その方が勤務していないときには、警備会社のシステムによって自動で開閉できるようなものを現在検討している。土日についても例えばイベントなどで土日貸し切り利用がしたいといった場合には、柔軟に対応できるように検討している。 若者の定義ということだが、例えばコワーキングスペースに入場できる要件の中に年齢制限を設けることは考えてはいなかったもので、自称若者の皆に使っていただくとか。あるいはもちろん地域の方で大学生と一緒に何か活動したいと思っておられる方も多いと思うので、そういう方にも使っていただきたい。</p>
<p>大谷委員 定住関係人口推進課長</p>	<p>この図面から椅子らしきものを数えてみると28席数えられるのだが、汽車待ちの生徒が汽車を待つ間、例えば医療センターの連絡通路で待っているということなどが聞かれるのだが、場所が近いので生徒の活用も想定されるのではと思う。それは問題ないのか。 主に浜田高校の生徒になろうかと思うが、列車待ちの時間等に勉強スペ</p>

ースとして活用していただくことも、大変喜ばしいことではないかと考えている。またこちらの配置については可動式の机や椅子を用意するので、教室形式だったり、そういった形での活用も可能になるように予定している。

永見委員長  
三浦副委員長

ほかに。

財源が企業版ふるさと納税になっているが、こうした財源をこれに充てることは、企業側の意向もあってのことだと思うが、こういった意向で、浜田市のどういうことに対して企業版ふるさと納税の意向がどの部分でマッチングしたのか、まずそれを伺いたい。

定住関係人口推進課長

今回予定しているのは企業版ふるさと納税を1千万円活用する予定にしている。今回使わせていただく企業版ふるさと納税については、公募型の企業版ふるさと納税ということになり、浜田市のほうから応募して、採択いただいたときに活用できるものである。

三浦副委員長

その場合の、浜田市の目的と企業側の意向が、どういうところでマッチングしたのか。

定住関係人口推進課長

企業版ふるさと納税は、信金中金という日本全国の信用組合の大元のような組織が、募集型として、公募型の企業版ふるさと納税ということで募集される。

それに浜田市として応募させていただき、採択をいただいたらということになる。信金からご紹介いただき、応募についても信金と一緒に取り組んでいくということで考えている。

三浦副委員長

では今のこの中身について、まだ財源が決まってないということと理解した。端的に申し上げると、私は今のこの案に対しては反対である。それはなぜかというと、目的と手法がつながらないからである。私は今のところ、ほかの委員の質疑応答を伺っていても、その目的と必ずしもこの手法が一致するとは思えない。

しかし、公募型のものがあってそれに対して信金が、こうした無償貸与やこうしたところを協力すると言ってくださっているのはすごくありがたいことで、企業版ふるさと納税にエントリーされるということは、今までそういうのを活用したらどうかという提案をしていた一人としては、大変に前向きなところでよいと思うのだが、この手法が、提案内容が果たして目的を達成するためのベストチョイスなのかというと、これを突っ込み始めるとかなり時間がかかりそうなので控えるが、端的に申し上げて反対である。

今日はこれにとどめる。再考をお願いしたい。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

ここで暫時休憩としたい。再開時間は3時10分とする。

[ 15時 00分 休憩 ]

[ 15時 10分 再開 ]

永見委員長

委員会を再開する。

**(7) 協働のまちづくり推進計画の策定について**

永見委員長  
地域政策部長

執行部から補足説明があるか。  
現在、総合振興計画の審議会の中に部会を設置して検討いただいている。資料にあるように検討部会と推進計画の概要については資料記載のとおりだが、次ページのスケジュールをごらんいただきたい。

中央列に議会があるが、本日12月8日に方針説明ということで、本日は推進計画策定の方針のみの資料をご提示させていただいている。計画自体の中身については現在、検討部会で最終的な議論をいただいております、本日はお示しできる段階にないが、年明け1月の総務文教委員会の中では具体的な計画案をお示ししてご意見いただきたいと思っているのでよろしく願います。

永見委員長  
芦谷委員

委員から質疑はあるか。  
今まで十数年かかってやっている問題で、いまさら市民・職員アンケート調査をすることが、本当に間に合うのかという感じがするのと、もう地域協議会や連合自治協議会、いろいろなところで意見が出ていますので、ほぼ課題や問題は出尽くしていると思う。改めて意識調査をされる理由や必然性があればお伺いする。

地域政策部長

アンケートについては既に実施しているので、集計した結果で計画書を取りまとめるということで次回お示しできればと思っている。アンケート実施したのは、市民や地区まちづくり推進委員会、町内会等の現状のご理解や認識を把握するため、また、今後協働のまちづくりをどの程度推進していくかを分析するために定期的にしたと思っている。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

**(8) 令和3・4年浜田市成人式の開催について**

永見委員長  
まちづくり推進課長

執行部から補足説明があるか。  
成人式の開催については先週議員にご案内を出させていただいている。年明け早々の開催にはなるがぜひご出席いただければと思う。よろしく願います。

( 「なし」という声あり )

永見委員長

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

**(9) 教育委員会自己点検・評価報告書について**

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

**(10) HAMADA教育魅力化コンソーシアム事業の取組状況について**

**12 所管事務調査について**

**(3) 高大連携推進員とHAMADA教育魅力化コンソーシアム事業との連携について**

永見委員長

これについては所管事務調査の(3)と関連するので、ここで一括して行

学校教育課長

いたい。執行部から補足説明があればお願いする。

所管事務調査で、浜田高校に高大連携推進委員という方が1名配置されている。この方の目的、今年度からの事業だが、今年度の大学入試制度から総合型選抜、高校推選型選抜、中身が若干変わり、学生本人が高校での活動実績、また学習意欲のアピールができることが評価の対象ということで選抜試験の内容が変わっている。そのため学生の県内の大学への、こういった選抜試験を活用した入学ができるようにということで連携員を1名配置されている。具体的には今年度始まったばかりなので、記載のとおり業務内容を進められている。

HAMADA魅力化コンソーシアムとの関係性を下段に示している。高大連携推進委員の目的は学生の進学に特化した形で目標を定めて配置されている。一方私どものコンソーシアムは、高校生の授業の活動また課外活動において地域とのかかわりをつなぐ、人づくりを通して地域人材の育成ということを目的に行っているの、この事業間の直接連携はない。浜田高校でされている総合的な探求の時間を初め、授業の一環で取り組まれている部分については、この連携員の方がコーディネートされている。

今回、私どもコンソーシアムも高校の地域人材の育成で絡んでおり、今度12月22日に浜田高校2年生、地域の方160人に協力いただき、マンツーマンで、ちょこっとトークを開催する。こういった取り組みの中で浜田高校の連携員の方と綿密に連携を取りながら人員確保といったことで、浜田高校に配属されている方と連携を深めているところである。

永見委員長  
大谷委員

委員から質疑はあるか。

初めてということでこれからだと思うが、体験的な活動は今後当然重視されてくるので、したがってその場面の提供というのは今後大事になると思う。連携員中心だとは思いますが、そういうことを認識していただきながら各部署を支援していただけたらと思う。お願いである。

永見委員長  
西田委員

ほかに。

すごく素晴らしい取り組みだと思っている。やはりコーディネーターが間に入っているいろいろな魅力を引き出したり育てたりという方向性はよいことなので、どんどんやっていただきたい。そういう中で、このコーディネーターの育成というか、増えればよいと思うのだがコーディネーターの今後の増員の方向性というか、前向きな考えはいかがか。

学校教育課長

当課としてもコーディネーターの活用、今、実際女性が1名配置されている、この方の活動がこの事業の肝になっていると思っている。実際、誰でもよいというわけでもなく、まず意欲があり学校と連携をしっかり取れる。今回のコーディネーターも浜田高校、水産高校、各校に机を一つ用意してもらって、学校に入り込んでやるくらい積極的に行ってもらっている。今後増員等も含めて検討できればと思っている。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## (11) 浜田市浜田城資料館について

永見委員長

執行部から補足説明をお願いする。

文化スポーツ課長

昨年の時点では今年度業務委託、来年度以降3年間指定管理という方針で調整してきたが、昨年度調整がつかず、今年度、現在は直営で運営している。令和4年度からの方針だが、ここまで指定管理者制度を導入すべく調整してきたが、最終的な調整までつかなかったため、当面もう1年直営を延長し、その上で指定管理者制度の導入については引き続き協議していくこととしたので、来年度もう1年、直営予定となっていることを本日報告する。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

## (12) サン・ビレッジ浜田について

永見委員長

執行部から補足説明をお願いします。

文化スポーツ課長

現在の指定管理者の指定管理期間が今年度までということで、令和4年度から8年度までの指定管理者の公募を行った。1社の応募があったが選定基準を満たさなかったため決定に至らなかった。そのため現指定管理者と指名による1年の指定管理について交渉を行ったが、現指定管理者は今回応募されなかったこともあり、1年間についても辞退されたため、改めて指定管理者制度の推進本部会議において協議を行い、令和4年度以降当面の間、直営により運営を行うことと決定したのでご報告する。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

西田委員

辞退されたのはどういう理由か。

文化スポーツ課長

まとめて言えば会社として総合的に判断したとのことだったが、具体的には現在スケート場の冷凍機が不安定な状態で、オープン期もずらした状況があった。そうした不安定な中でまたコロナもあり、なかなか利用促進等も難しく先が見通せないということだった。コロナ前から収支の黒字化もなかなか難しく、今年度もやはり苦しい状況ということで、先が見通せないところが一番の原因だったように聞いている。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## (13) NTT西日本交換機工事に伴い119番通報が一時的につながりにくい状態になることについて

永見委員長

執行部から補足説明があるか。

通信指令課長

資料にあるとおりNTT西日本交換機加入者交換機工事のため、一番下に図があるとおり、赤いバツ印を工事するため、119番通報がつながりにくい状態になる。

これが発生するのが2月10日午前0時から午前3時までの間のうち、最大約3分間である。この3時間のうちの最大約3分間というのが広すぎるので、もう少し何とかならないかと現在NTTとは交渉中だが、今後、広報していくものについて1月末から順次やっていくこと、広報していくことがあるが、それらについて間に合えばその時間を短くして広報することを考えている。

永見委員長

委員から質疑はあるか。

佐々木委員

3時間のうちどこかで3分間ということだが、これは地域ごとに時間が

通信指令課長 違うのか、それとも一斉にこの3時間のうちのどこかが3分間になるのか。  
 おっしゃるような疑問はあると思う。浜田消防につながる場所の交換機なので、一斉にと解釈していただければ。

佐々木委員 どこからかけても浜田消防につながらない時間は一緒、どこかで3分間ということか。

通信指令課長 おっしゃるとおりである。

永見委員長 ほかに。  
 ( 「なし」という声あり )

**(14) その他**

永見委員長 ほかにないか。  
 ( 「なし」という声あり )

ではここで執行部からの報告事項13件について、全員協議会へ提出し説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

総務課長 本日も報告した項目のうち、(1)令和3年8月の台風・大雨を踏まえた今後の災害対応について、(3)第1期公共施設再配置実施計画 別冊(令和3年度版)について、(4)中期財政計画及び見通し、(5)広島広域都市圏への加入について、(6)(仮称)はまだITラボの整備について、(13)NTT西日本交換機工事に伴い119番通報が一時的につながりにくい状態になることについての6件を全員協議会に提出し説明させていただきたいと考えている。

永見委員長 執行部の意向をお聞きしたわけだが、このとおりでよろしいか。  
 ( 「異議なし」という声あり )

ではそのようにお願いします。

**12 所管事務調査について**

**(1)まちづくりコーディネーターの活動状況について**

永見委員長 執行部から説明をお願いします。  
 まちづくり社会教育課長 ( 以下、資料をもとに説明 )

永見委員長 委員から質疑があるか。

三浦副委員長 説明を聞きながら聞いてみたいことがたくさん出てきた。まず、まちづくり推進委員会の設置が伸び悩んでいるという課題認識をお持ちだったが、これからどのような戦略で設置を伸ばしていける意向を担当課としてお持ちか。

まちづくり社会教育課長 今コーディネーターのほうで今月から各町内に入って活動を進めていくという話も聞いているので、実際にまちづくり委員会の設立事務については、地域活動支援課が担当課にはなるが、うちの課も一緒になって取り組んでいきたい。

三浦副委員長 戦略はどういう形で設置を進めていくのかというのはコーディネーターに任せる仕事ではなく、担当課ではないか、いかがか。

地域政策部長 ご指摘どおり、旧浜田地域では地区まちづくり推進委員会ができてない地区が複数ある。今回、総合振興計画でも目標を定めて設立に向けて支援するという取り組みを行っている。具体的にどう設立に向けた取り組みをするかについては、やはり地域の中に入って地域の代表者役員の方といろいろお話しする中で、地域に身近な課題、例えば防災だったり

福祉であったり、そういった身近な課題を認識していただいて、そういったものをもとに地域での地区まちづくり推進委員会の設立の機運を高めていただくという形で現在進めさせていただいている。その活動の中にまちづくりコーディネーターも一緒に、という形で進んでいる。

三浦副委員長

そうすると防災や健康づくりだとか、そういうまず一緒に取り組みやすい活動から入っていき、それを皮切りにそういうチームが見えてきたら、では地域で何か今度は産業を起こそうではないかとか、見守り活動をやろうではないかといって、ほかの活動にも発展性が見えてくる。その入り口が大事だと思う。今部長が答弁されたような戦略をお持ちであれば、コーディネーターの方とそれを共有して、ではまずそこからやろうよということで、例えば自主防災組織が設置されていないところに自主防災組織をつくっていき、そのためにコーディネーターにここをお願いしようと言え、できてないところを調べれば、できてないところにまずつくっていき、あるいは、できている部分を例えば活動が一つだから、ここは組織が見えているから、次の活動をもう一つつくってもらおうとか、そういうことを戦略として持てば、今既存のまちづくり推進委員会ができているところを見つけて、そこにもう一つプラスアルファの活動をつくっていく、これも戦略の考え方だと思う。

それは担当部課が持って、それをコーディネーターに共有しながらマネジメントしていかないと、すごくコーディネーターの活動が多岐にわたっていて、相当なご苦労があるのではないかと。要は、何でもやらなければならない状態がコーディネーターにあると、本当に何でもやらなければならないといけない。地域に出ていくとそうではないか。そのご負担がすごく大きいのではないかと、この活動報告書から見受けられる。そこは、マネジメントはきちんと担当課でされるべきだと思うし、課長のご説明の中に、コーディネーターが自主的に意見交換をやっているとか、自主的というニュアンスのことがすごく多かったのだが、そういった会議は誰が、コーディネーターの中でマネジメントされて進めているのか。

まちづくり社会教育課長

主には小田原コーディネーターが主体というか、取りまとめされておられるが、それぞれのコーディネーターの中で集まってやろうではないかと、基本的には月2回集まろうというののうちから声かけさせていただいて、集まる中でその中で少し集まろうかという発展的な形になっている状況である。

三浦副委員長

では統括コーディネーターのような形で小田原コーディネーターに依頼されているという認識でよいのか。

まちづくり社会教育課長

皆の中でいろいろ役割を持ってやっておられるので、最終的にはそういう形で進んでいる。

三浦副委員長

活動の中に、私が拝見してコーディネーターが動いておられるこの配置が、何からしらの形で地域活動に結びついていることはすごく評価をした上で何うが、コーディネーターを設置するそもそもの目的というのを市が持っておられる中で、もちろん地域に出ていけば柔軟に対応する部分も出ると思う。あまりこれがこれがという線引きをしてしまうと動きにくい、逆にそういうことになってしまうので、そういうことを言うわけではないが、事務負担の軽減などはコーディネーターがされるべき

- ことなのかと思うのだが、それを期待されていらっしゃる感じか。
- まちづくり社会教育課長 金城・雲城のまちづくりセンターのことになると思う。こちらについては少し、センター長がご病気だったりということがあり少しお手伝いをしている。本来の業務というか、私どもの考えている業務とは少し違うところではあるが、まちづくりセンターのサポートということも少しあるので、そういったところで限定的な形でお手伝いしている。
- 三浦副委員長 わかった。それはそれで地域に求められている活動ということで、今そういう状況で柔軟に対応されているという理解でいる。
- この後にも出てくるのだが、まちづくりセンターというのを設置されていて、そこにはまちづくりセンターの職員がおられて、その職員とコーディネーターとは役割が違う。まちづくりセンターの職員を増員したわけではなく、あくまで専門的なこれまでの知見を持った方をまちづくりに生かすために、今までも選ばれるときに、行政経験がある、あるいは金融機関での経験がある、あるいは看護師としての専門知識がある、そこを基準に選ばれているわけである。
- そうしたときにまちづくりセンター職員のプラスアルファの業務がコーディネーターの方々に負担がいかないか。
- 例えば、今の地域の状況がどのような状況なのかと把握するのは、コーディネーターの役割というよりはまちづくりセンターの役割だと思う。それをもってこういう活動が必要だからコーディネーターに入っていたいて、その状況を改善するためにその活動をコーディネーターしていくのが役割だという理解ですみ分けて、それは素晴らしいプロジェクトというか、人選も含めて必要なことだという理解でいるのだが、私の理解は何か間違っているか。
- まちづくり社会教育課長 その役割のところだが私の説明が悪かった。地域に出かける場合には、まちづくりセンターの職員と一緒に出かけているので、まずはまちづくりセンターの職員と一緒に出て地域の状況を把握しながらお互いに連携して現在やっている状況である。
- 三浦副委員長 なので、あくまで把握はまちづくりセンターの役割、それを必要に応じてコーディネーターが把握するために、一緒に出向いて行ったり、そういう理解でよいか。
- まちづくり社会教育課長 はい。
- 三浦副委員長 活動を伺うと、やはり当初から私は申し上げているのだが、専門的な知識を有した特別な人材なので、旧自治区のエリア単位でコーディネーターを設置するというのは、私はいまだになじまないと思っている。
- 例えばコミュニティナースの方々が三隅に対してコミュニティナースとはいったい何なのかアナウンスされているということがあったが、三隅だけでなく、全市にやったらよいではないかと思う。学校と地域をつなげようという、檜谷先生が、今コーディネーターとして弥栄でされていること、学校と地域をつなぐきっかけを提供している、何かリクエストがあればぜひお声かけをと、弥栄だけでなく全市に声かけたらよい。それが、活動と、当初から決して自治区の線引きにこだわらないという説明はされてこられてはいるが、やはり実際に活動に制限をかけているの

は、その設置方法に問題があると思う。

それを改めて所管事務のこのタイミングで、改善を図られたほうがよいのではという提案をしたいと思うが、いかがか。

まちづくり社会教育課長

以前9月の自治区制度等行財政改革推進特別委員会の中でもそういったご意見をいただいている。最後にもご説明させていただいたが、現時点ではそれぞれの地域において駐在というということだが、定期的にまずは集まって会議をしながら今進めている。できれば将来的には、全員がということも少し含めながらだが、浜田の地域にパソコンや席を設けて、そこでも作業ができるようなスペースをつくってあげればと担当課で少し考えている。

三浦副委員長

設置されてからもう結構たつ。課題は報告を受けている中ずっと同じ課題が出ている。その課題をどう解決するか早く着手しないと、コーディネーターの方々の業務は変わらないし、地域のニーズに対して答えられてないわけである。課題がわかっているわけだから。それを、ずっと、要は今後もこれを出したのは現状を見ていて、改善の傾向が見受けられない。せっかくそういう目的で設置しているコーディネーターの方々に、専門的なスキルを生かして地域活動をよりよくしていただきたいと思っただけの発言なのである。

課題がずっと明確であれば、早急に設置の方法だとかミーティングの仕方だとか、コーディネーターにはこういう形で動いてもらうという役割の整理とか、それは課のほうが主動して早急に整理されて、より動きやすい形で、それぞれの能力を発揮していただく、そういう環境をぜひ整えていただきたいと思うのだがいかがか。

地域政策部長

ご提案をいただいた。まちづくりコーディネーターについては、確かに今年の春に配置したときに、一応は地域ごとという配置をさせていただいたが、柔軟な対応を考えているというご説明もさせていただいた。

当面は地域ごとではあるが、今お話があったように1年近くが経過する中で、それぞれ専門的な知識を有しておられる。それを最大限に活用していただくためにどうしたらよいかを整理して、先ほど将来的にという話があったが早急に配置体制についても見直しを検討したいし、まちづくりコーディネーターのミーティングや連絡会議等もある、そういった中で対応についても少し話をさせていただければと思っている。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## (2)まちづくりセンターの新たな取組について

永見委員長

執行部から説明をお願いします。

まちづくり社会教育課長

( 以下、資料をもとに説明 )

永見委員長

委員から質疑があるか。

佐々木委員

非常に詳しく教えていただき感謝する。この4月から新たな取り組みということで、非常にセンターごとに工夫を凝らした取り組みができつつあるというか、できているものもあるし成果が出ていると思っている。

先ほどの説明で、まだ、まちづくり委員会ができてないところはその設置からというような地域もあったが、基本的にまちづくり委員会とま

まちづくり社会教育課長	ちづくりセンターの連携が、それぞれまちまちなのだろうが、おおむねどのような感じで捉えておられるか。
佐々木委員	<p>まちづくりセンターとまちづくり推進委員会の連携というところだが、先ほども少し触れさせていただいた、金城地域においては事務局を持つことを今年度からスタートさせておられる。もともと三隅地域においてまちづくり推進委員会の事務局はまちづくりセンターで行っている状況である。弥栄も旭もどちらかというところまちづくり推進委員会の事務局をセンターで担っているようになってきているところで、旧那賀郡については、そういった状況である。ただ浜田地域においてはやはり人口も多いので各地域において活動に参加していただける方がおられるので、そういう方にさらに頑張ってもらいたいということで、センターのかかわりもまちづくりセンター職員が、まちづくりの拠点になったからといって事務局を引き受けるということではなく、できる程度地域に任せてやっていただき、そこを逆にいうとサポートする形のかかわりで、浜田地域はおおむね進んでいる状況ではないかと考えている。</p> <p>浜田地域の連携が今後、課題だということだが、まず委員会が設立されて、そこからいろいろな連携ができてくると思うので、土台をしっかりつくっていくのが第一歩だろうと思う。ある意味それができると今後浜田地域においてもいろいろな事業が広がっていく、逆に今まであまりできてないところが広がっていく。まちづくりの進み具合としては浜田地域のほうが今後、そういった見込みがあるのではと思うがいかがか。</p>
まちづくり社会教育課長	<p>浜田地域は確かに伸びしろというか、集まっていたいて、多くの方が住んでおられるので、いろいろな方がかかわることによってまちづくりが進んでいくものと思うし、浜田以外の地域において高齢化や人口減少が進む中で、それぞれの課題、少しでも自分たちの地域で楽しく住み続けるために、まちづくりセンターも協力しながら、まちづくり推進委員会と連携しながら取り組んでいくようにしたい。浜田の伸びしろには期待している。</p>
永見委員長	<p>ほかに。 ( 「なし」という声あり )</p>

**(4)小中学校教員の現状について**

永見委員長 学校教育課長	<p>執行部から説明をお願いします。</p> <p>資料はないが、浜田市内の小中学校の教員のうち、浜田市出身の方の状況について報告する。</p> <p>人数は明確にお答えできないが、大体6割の方が浜田市出身であると、私どもは整理している。</p>
永見委員長 大谷委員	<p>委員から質疑があるか。</p> <p>6割ということだが、学校によってはいろいろと差が出てくるものだろうとは認識している。もともとはいわゆる出雲部と石見部で、人口比率に対して教員になっている数のばらつきがある、そのことによって石見部勤務特定の教員も採用ということもあった背景がある。また浜田においてはそのようなことから、経験値の若い方が浜田にどうしても異動の関係で配置されるケースが多いことが、経験上でも認識していた。若い</p>

方で生徒との距離が近い人たちがどの程度おられるか、それをサポートする地元出身の方がどの程度おられるか。そういったことがわかれば何らかのことがわかるかなという思いで聞かせていただいた。

細かなことは個人情報のこともあって致し方ない向きがあるのだろうと思うが、情報化社会である、今起きているたくさんの情報を集め、それがどうリンクしているかは、分析していく必要があると思う。その上でわかったことについては早目の手だてをしていく必要があるので、現状がどのようになっているか把握しておくスタンスは常に持っておいていただけたらと思う。

今回議員になったときにも、議員に情報をどこまで提供してよいかということで回答させてもらっているわけだが、そうした個人情報もご本人の承諾があればそれなりに活用できるので、そうしたことも踏まえながらよりよい施策の手だてになる情報が取れるようなことは、常に考えていただきたい。

それと先ほどのコンソーシアムのこともあって、現状における今後の課題の最後に、卒業生のネットワークについて触れておられた。そうしたことから情報を得られるということはあると思うので、連携については考えていってほしい。

高等学校の例だが、大きな勤務校によっては、その学校に勤務した教員の親睦組織がある。そうしたところで、お互いに日ごろから連携ができているので、そうした人のつながりの中でいろいろなことが役に立ってくるので、そういった観点の中でネットワークづくりについては今後課題と示しておられるので、また頑張ってください。

ほかに。

( 「なし」という声あり )

永見委員長

### (5)スポーツに関する組織及び補助金について

永見委員長

執行部から説明をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

永見委員長

委員から質疑があるか。

西田委員

資料提供に感謝する。すごくすっきりして、こういう組織で浜田市ではスポーツされているのだとよくわかった。

あまり多く申し上げることはないのだが、やはり青少年含めたスポーツ人口はたくさんあり、大事なことだと思う。競技人口の中で上を目指して一生懸命汗をかいて頑張っておられる方もいる。伸びる芽はどんどん伸ばしてあげたい思いがある。そういう中で、全国大会に行ったり、上を目指していかれる方に対しては、何か市として特別な思いや考えや、支援があってもよいのでは。いろいろな団体の中でも、県大会に出たり優秀な成績のときには、何らかの考えや支援策。そして頑張られたところに対しては次年度の、恐らく補助金等々も要望があるかもしれないが、柔軟に、伸びる芽はしっかり伸ばしてあげるような環境整備は、教育委員会のほうで考えていただきたい。

文化スポーツ課長

伸びる芽は伸ばしていきたいということで、確かに一番直近でわかりやすい例は、オリンピックに参加された三浦龍司選手である。例えば今

回、三浦龍司選手についてはオリンピックに出場されるということで、規定の上に照らし合わせて奨励金というか、少ない金額ではあるが3万円の補助金を出している。

ほかにも、例えば国体に参加される場合や、高校生、中学生、小学生、全国大会に予選を勝ち抜いて出場される場合には、奨励金も出しているが、なかなかこうした、体育協会加盟団体が大会に出るよりも、個人の選手に対して奨励金を出しているのが現状である。体育協会の予算も加盟団体も増えて厳しくなっているので、できるだけ有効活用ができるよう、広く補助金も行き渡るように我々も協力して頑張っていきたい。

永見委員長  
芦谷委員

ほかに。

体育協会の名前で聞くのは、周布も美川もある。これは体育協会に加盟していないのか、事実関係を伺う。

文化スポーツ課長

正直なところ私のほうで把握していないが、実際に今体育協会に加盟しているのはこちらの一覧にある団体である。周布については、もしかしたらこの表の中の一番右端に、総合型の地域スポーツクラブとして周布も表示があるので、そちらのことを言っておられるのか、私のほうで把握できてない。

芦谷委員

もう一度よく詳しく調査してもらいたい。もう1点スポ少も、浜田市野球スポーツ少年団と西部野球スポーツ少年団と国府とある。ついでに言えば三隅と金城は三隅野球少年クラブがある。こういったことが欠落していないかと思ったのだが、確認をお願いします。

文化スポーツ課長

スポーツ少年団は、3ページ目に各団体一覧を上げている。体育協会の加盟ではまとめてだったのでそちらに上がっている。

それから、体育協会加盟団体の補助金一覧が2ページ目にあるが、その中の25番目に、地域浜田体育協会のところには周布を含むことになっているので、組織上としては、その中に含まれているのだろうと思うので、そのようにご理解いただければと思う。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

## (6)まちかど救急ステーションの現状について

永見委員長

執行部から説明をお願いします。

( 以下、資料をもとに説明 )

永見委員長  
佐々木委員

委員から質疑があるか。

県内では出雲と浜田の2か所ということで、非常に先進的な取り組みをされていることを改めて確認させていただいたし、参加事業所も年々増えて、またそういった方々が応急手当てに参加する件数も増えているという説明を聞いた。本当に着実に推進されているというか、市民のための、市民が取り組む内容になっていると感じた。

特に気になったのが、2番の「(6)救急現場の市民の応急手当件数」なのだが、急速に増えていて成果があると思うが、特にどういった手当てを参加されている方々がされているのか。手当ての内容がわかれば教えてほしい。

警防課長

実際の手当てになるが、一番多いのが経過観察の継続というところが

やはり多くなっている。しかしながら経過観察というのは救急現場では基本であり、まずこれを実際携わってもらい、経過はどのようになっているか、意識はどうなっているか、そういったところをまずやってもらうのが大前提なので、これが増えていることは非常に喜ばしいことと思っている。

それ以外になると、楽な体位を取る体位の管理。体の向きである。例えば嘔吐がある場合には、のどに詰まらないように横向きにするとかいったこと、それから同じような件数で心臓マッサージ。それから止血。止血については、最近は圧迫止血とっていろいろな布やビニールなどで患部を圧迫して止血をコントロールしてもらうといったことが多くなっている。その他については特異なものとなれば異物除去や人工呼吸、頚椎損傷の疑いがある場合の頭部固定といったものがある。

佐々木委員

非常に高度なものもされているようなことで、経過観察についても、市民が急なことにもかかわらず時間を取っていただき、しっかり見ていただくというのも非常に大きな成果だろうと思うので、まさにこれは市民が参加していただき、救急とはいえ、大きなまちづくりの成果につながっているものだと感じている。我々もそうだがしっかり市民に感謝しながら、より大きな事業、これは応急手当を学ぶことによって自分の命も守ったり、あるいは周りや家族の命を守ることにともつながってくるので、いろいろな意味で効果がある取り組みだと思う。ぜひ市民とのつながりをしっかり持っていただきながら推進していただきたい。

警防課長

大変応援いただき心強く思っている。この中でまちかど救急ステーションだよりという年3回発行している資料もつけさせていただいたが、これについても認定事業所と、それっきり認定しただけではなく、日々のやりとりをしながら啓発活動、意識を維持していただくということで、これには、こういうことを覚えているかという問いかけと、次回発行にはその回答を載せる、思い出させるようなやりとりも全事業所とさせていただいているので、一生懸命今後も、地道だが取り組んでいく。

永見委員長

ほかに。

( 「なし」という声あり )

### 13 その他

永見委員長

執行部からほかに何かあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から質疑があるか。

( 「なし」という声あり )

それでは執行部はここで退席されて結構である。

《 執行部退席 》

永見委員長

それでは、議案の8件の採決を行うが、採決前に自由討議を行う案件があるか。あれば委員の皆から、自由討議の趣旨及び目的を示して提案をお願いします。それでは、これより執行部提出の議案8件について、採決を行う。

○「議案第92号 指定管理者の指定について（浜田市東公園運動施設等）」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はあるか。  
（ 「異議なし」という声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第93号 指定管理者の指定について（サンマリン浜田）」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はあるか。  
（ 「異議なし」という声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第94号 指定管理者の指定について（浜田市金城資料館）」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はあるか。  
（ 「異議なし」という声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第110号 財産の無償譲渡について（旧都川分団1班ポンプ車庫）」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はあるか。  
（ 「異議なし」という声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第112号 浜田市過疎地域持続的発展計画の策定について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はあるか。  
（ 「異議なし」という声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第113号 第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はあるか。  
（ 「異議なし」という声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「議案第114号 浜田市定住自立圏形成方針の変更について」

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議はあるか。  
（ 「異議なし」という声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○「同意第 8号 人権擁護委員候補者の推薦について」

本案は、原案のとおり同意すべきものと決することにご異議はあるか。  
（ 「異議なし」という声あり ）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。

以上で、総務文教委員会に付託された議案の審査は終了する。委員長

報告については正副委員長一任ということによろしいか。

( 「はい」という声あり )

それでは、12月16日の表決までに作成したタブレットに入れておくのでご確認いただきたい。

#### 14 今後の取組課題等について（委員間で協議）

永見委員長

これについては、次回の委員会で協議させていただきたいので、よろしくをお願いします。

委員から何かあるか。ないようなので、最後になるが、全員協議会でも周知があったように、本日の陳情の各自の表決結果は、タブレットに本日中に必ず入力するようお願いする。賛否及び反対意見は陳情者への通知とホームページに掲載されるので、簡潔に記載するようお願いする。

以上で総務文教委員会を終了する。お疲れであった。

[ 16 時 32 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 永見 利久 ⑩